

官報 号外

平成十七年四月六日

○ 第百六十二回 参議院会議録第十四号

平成十七年四月六日(水曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第十四号
平成十七年四月六日

午前十時開議

第一 森林組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律案(内閣提出)

第三 航空法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 不動産登記法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○ 本日の会議に付した案件

一、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構案(趣旨説明)

一、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(趣旨説明)

一、日程第一より第五まで

一、国立国会図書館法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

渡等の業務を行う非公務員型の独立行政法人年金・健康保険・福祉施設整理機構案(趣旨説明)

平成十七年四月六日 参議院会議録第十四号 議事日程追加の件 独立行政法人年金・健康保険・福祉施設整理機構案(趣旨説明)

金・健康保険・福祉施設整理機構を設置するため、この法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、独立行政法人年金・健康保険・福祉施設整理機構は、年金・福祉施設等の譲渡又は廃止の業務を行うことにより年金・福祉施設等の整理を図り、もつて厚生年金保険事業等の適切な財政運営に資することを目的としております。

第二に、法人の資本金は全額政府出資とし、その額は法人が国から継承する財産の額としております。

第三に、役員として理事長、監事及び理事を置き、その定数等を定めることとしております。

なお、法人は、成立の日から起算して五年を経過した日に解散することとしております。

最後に、法人の設立については平成十七年十月一日を予定しておりますが、その準備に要する期間を考慮して、この法律の施行期日は一部の事項を除き公布の日としております。

以上がこの法律案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(尾辻秀久君) 厚生労働大臣。

〔国務大臣尾辻秀久君登壇、拍手〕

○国務大臣(尾辻秀久君) 独立行政法人年金・健

康保険・福祉施設整理機構案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

国においては、これまで厚生年金保険法、国民年金法等に基づき年金・福祉施設等を設置してまいりましたが、厳しい年金財政の状況及び社会経済状況の変化等を踏まえ、その整理合理化を進める法律の一部を改正する法律案(趣旨説明)

このため、五年間に限つて年金・福祉施設等の譲渡等の業務を行う非公務員型の独立行政法人年

金・健康保険・福祉施設整理機構案(趣旨説明)

私は、民主党・新緑風会を代表して、大変言い

い、独立行政法人年金・健康保険・福祉施設整

理機構案について、私の思いを込めて質問させ

ていただきたいと思います。

私は、日本全国津々浦々の多くの職場を回り、涙が出るような場面をたくさん見てきました。サ

ボつているなら別ですが、死に物狂いで働いてい

るのに、ボーナスはもちろんのこと賃金カットが

私は、民間の中小零細に働く多くの皆さんに御支援をいたたいて、昨年七月の選挙で民主党比例区で初当選させていただきました。私の政治信条は、無駄にしません、汗と税。まじめに働く者が報われ、正直者がばかを見ない社会の実現です。

そこで、まず法案について質問する前に、私の思いを込めて、当面する厚生労働行政について、尾辻労働大臣の率直な見解をお伺いしたいと思

います。

小泉総理は、グローバルスタンダード、グローバルスタンダードと言いながら、強い者しか生き残れないという市場経済至上主義のアメリカンスタンダードを急激に日本に取り入れました。そして、改革なくして成長なし、反対するなら自民党をもぶつぶすと大変に威勢のいい看板を掲げました。

しかし、結果はどうですか。今の多少の景気回復は、決して小泉改革によるものではありません。民間企業の血のにじむような努力と、そこには働く者の汗と涙の結晶です。さらに、小泉改革の最大の問題点は、自民党をぶつぶすと言ひながら、人に対する思いやり、助け合い、そして血縁、地縁、職場の縁という人間関係を大切にするジヤバニーズスタンダードを完全にぶつぶしたことです。

改革にも変えていいことと変えてはならないことがあります。日本の根幹を壊してしまった小泉総理の責任は重大です。

私は、日本全国津々浦々の多くの職場を回り、涙が出るような場面をたくさん見てきました。サ

ボついているなら別ですが、死に物狂いで働いてい

るのに、ボーナスはもちろんのこと賃金カットが

当たり前に行われ、休みも休まず朝から晩まで働いて、我慢に我慢を重ね、それでもどうにもならない、職場を守るために希望退職に応じ、仲間と涙ながらに別れて、その挙げ句が事業所閉鎖、店舗閉鎖、倒産です。

官報(号外)

経済とは経世済民、国を治めて民を救うという言葉からつくられたと聞いています。ところが、人件費をコストとしてしかとらえず、大幅な人員削減が行われ、ハローワークには求職者があふれています。しかし、正社員として働きたいと思つても募集は少なく、結果として、パートやアルバイト、派遣や請負などしか選べないのが現実です。このような雇用環境を厚生労働大臣としてどのように認識されているのかをお伺いいたします。

問題は失業だけではありません。精神的にも肉体的にも追い詰められて過労死も増える一方です。そして、過労自殺も含め、自殺者は一九九八年に三万人を超え、二〇〇三年には三万四千四百二十七人、最悪の結果となりました。これは、一年三百六十五日、毎日どこかで百人近くの方が自殺していることになります。

私は、国の最大の責任は国民の命を守ることにあると思います。この現実から目を背け続けていいのでしょうか。

確かに、自殺の原因にはいろんな複雑な問題があり、またプライバシーの問題もあり、対策が難しいことは承知しています。しかし、自殺者が三万人いると未遂者はその十倍の三十万人、残された家族や関係者は百数十万人になるとも言われています。未遂も含めた自殺予防対策、そして残された家族への事後対策など国を挙げて取り組む必

要があると考えますが、大臣はどうお考えですか、御所見をお聞かせください。

私は、長いサラリーマン生活の中で、税金と社会保険料の徴収が不公平なことに強い怒りを感じています。我々民主党が年金改革で主張する税と年金保険料の徴収を目的とする納税者番号制度を導入しなければ、この不公平は解消されません。

国民年金の未納率、二〇〇三年度には四八・六%になりました。五〇%を超えるのは時間の問題だと言われています。この未納率の増加は、国民皆年金という日本の年金制度を根幹から崩壊させることです。

厚生労働省として、この年金未納を防止するため今後いかなる対策を取るのか、また、目標としている平成十九年度の納付率八〇%を達成できる自信が本当にあるのか、お答えください。

そして、年金保険料などの無駄遣いの問題です。

今回の法案は、この無駄遣いの典型的な例です。政府はこれまで、厚生年金保険法第七十九条、国民年金保険法第七十四条、健康保険法第五十条の第一項、第二項、これを根拠として、年金保険料などを使って不動産を購入し、福祉施設の整備を行つきました。

当初の福祉施設事業の目的は、疾病や事故などにより体に障害を生じた労働者の職場復帰のための療養所の設置と管理でした。それがいつの間にか根拠法の拡大解釈により、福祉の増進と教養文

化の向上や健康保持増進などをにしきの御旗に掲げて、国民皆年金が達成された昭和三十六年以来、福祉施設を次々と建設してきました。さらに、それは官僚の天下り先として機能し、膨大な

統けてきました。サラリーマンは源泉徴収で給与から天引きで、税金はもちろんのこと、年金、医療、介護そして雇用保険など、一円もごまかしながら納めています。我々民主党が年金改革で主張する税と年金保険料の徴収を目的とする納税者番号制度を導入しなければ、この不公平は解消されません。

これまで投入された額は、厚生年金保険料から一兆一千九百四十三億円、国民年金保険料から二千四百十億円、合計一兆四千三百五十三億円にも及びます。このような福祉施設の建設、整備、運営に貴重な年金保険料を充てたことについての政府の責任を大臣はどのように総括されているのですか。お聞かせください。

昨年の通常国会で、年金保険料の無駄遣いが我が党の同僚議員の指摘で大問題になりました。横浜の豪華な職員宿舎がテレビに映り、そのほかにも黒塗りの公用車、職員の健康診断から海外出張、そして長官の交際費まで年金保険料が使われていた。もっとびっくりしたのは、サウナどころかゴルフ練習場付きの豪華な研修施設を造り、ゴルフクラブもボールもすべて年金保険料。

大臣、年金保険料は今後一切、年金給付以外の目的には使わないと、この場で確約していただけませんか。

一方では、法案は、五年間すべての施設を売却し、売却できなければ廃止するとなつています。一律に五年間で廃止、売却するという扱いは余りにも乱暴過ぎませんか。病院や老人ホームも含まれ、施設によつては与件が異なるのに、改革の具体的な内容、手順及び年次計画が全く明らかにされていません。むしろ、期限など切らず、一年ごとに実績を国会で確認をし、できるだけスムーズに整理することが必要だと考えます。大臣の見解を求めます。

しかも、無駄遣いは年金保険料だけではありません。雇用保険料を使って建設した勤労福祉施設を雇用・能力開発機構が一万五百円、ひどいケースでは千五十円という安値で投売りしていることが問題になっています。

今回の法案の目的は、無駄遣いした年金と健康保険料を一円でも多く回収することにあるはずですが、整理合理化の対象となつていて三百二十八の福祉施設の経営状況は現在どのくらいになつています。

そして、最も問題なのは、これらの福祉施設では多くの皆さん一生懸命働いています。その人たちの雇用問題をどうされるおつもりか。職員の雇用の確保について十分配慮することを法案に明記すべきだと考えますが、大臣の答弁を求めます。

また、地域医療の中で重要な役割を果たしている厚生年金病院の取扱い、そして老人ホームの入居者の皆さんには特段の配慮が必要だと考えます。政府としてどのような配慮をもつて対応されるのか、具体的にお聞かせください。

そして、今回の法案で、厚生年金と健康保険については、福祉施設が整理合理化され、今後保険料は福祉施設の整備費には使用できなくなります。しかし、共済組合の福祉施設は今後どうするのかは明らかになつていません。現在の整理合理化がどのような状況にあるのか、今後どうするおつもりか、関係する財務大臣、総務大臣、文部科学大臣に答弁を求めてください。

最後になりましたが、私は、ロマンとは夢ではなくて強い思いと志だと思っています。おかしいことはおかしい、悪いことは悪い。これからも奮闘して、私を支えて国会に送り出していく大いに皆さんの改革とは名ばかりの小泉政権を早く打倒し、政権交代を実現することをお誓い申し上げて、代表質問を終わります。

〔國務大臣尾辻秀久君登壇、拍手〕

○國務大臣(尾辻秀久君) 非正規雇用が増加する雇用環境についてのお尋ねがありました。

昨今の雇用環境を見ますと、正規雇用が減少し、非正規雇用が増加しております。この要因としては、経済社会構造の変化や価値観の多様化などにより、企業や労働者の多様な働き方にに対するニーズが高まっていることなども考えられます。私としては、パートタイム労働指針に基づくパートタイム労働者と正社員との間の均衡処遇の確保など、正規、非正規の働き方にかかる

らず、だれもが安心して働くことのできるような労働環境の整備に努めてまいります。

過労自殺など、自殺予防についてのお尋ねがありました。

自殺者数は平成十年以降三万人を超えて推移し、平成十五年には、これは先生御自身もお述べになりましたけれども、三万四千人と過去最悪となるなど、緊急に対応を要する事態であると認識をいたしております。

このため、職域におけるメンタルヘルス指針、行政職員や保健医療従事者向けのうつ対策マニュアルの普及など、職域、地域それにおける対策を進めています。また、労働福祉事業の中で、労働者の遺族の心のケアも含め相談事業を行つてきています。

今後とも、関係省庁と連携し、引き続き対策の充実に取り組んでまいります。

国民年金の未納対策についてお尋ねがありました。

国民年金の未納対策についてお尋ねがありました。

九年度に納付率を八〇%に回復させるという目標の達成に向けて、年次目標を盛り込んだ行動計画を作成し、徹底した進捗管理及び達成状況の検証を行つております。

また、平成十六年の法律改正で取得が可能となつた市町村からの所得情報を最大限に活用し、効果的な免除勧奨や効率的な強制徴収の実施など、納付率の低下要因に応じたきめ細かな収納対策に取り組んでまいります。

福利施設の整備に年金保険料を充ててきたことに関する政府の責任についてお尋ねがございました。

今後とも、経費の節減に努めますとともに、年金保険料は年金給付及び年金給付に関する経費以外には充てないという方針で臨んでまいります。

施設の経営状況、回収の見込み等についてお尋ねがございました。

年金の福祉施設につきましては、被保険者等の福祉の増進を図るとともに、多くの方々に御利用いただことを通じて年金制度に対する理解や信頼を得るなど、これまで一定の役割を果たしてきたものと認識をいたしております。

今後、年金制度の厳しい財政状況等を踏まえ、例外なくこれを整理合理化するとともに、年金福祉施設事業の実施経緯等の検証にしつかりと取り組むことにより、政府としての責任を果たしてまいりたいと考えております。

年金保険料の使い道についてのお尋ねがございました。

平成十六年度は、職員宿舎の建て替えや公用車の更新は極力行わないなど、厳正な予算執行に努めたところであります。本年度においてもこれらの経費を大幅に削減しております。

本年度の財政上の特例措置の範囲につきましては、国会等における御論議等を踏まえまして、制度運営に直接かかわる適用、徴収、給付事務、システム経費に限定をいたしまして、これまで年金保険料を充てていた職員宿舎、公用車等の経費については国庫負担といたしております。

また、年金給付に關係して年金保険料を財源として行つておる年金相談等については、国民のニーズに応じて引き続きサービスの確保を図ることといたしております。

三百を超える施設を短期間で集中的かつ効率的に譲渡するには、理事長や職員を民間から登用し、民間の知見を最大限活用できる専門の組織が必要であり、国においてはこのような専門的な業務を行う組織をつくることは困難であると考えております。

また、今回の整理合理化に關する業務は、民間の売却方法のように、売却手数料収入を得るために施設を売却すればよいのではなく、年金への損失を最小化するという基本方針の下、適正な価格で譲渡されることが確実に担保されねばなりませんし、あわせて、地域において必要な医療の確保に關して地方公共団体との調整を行つたり、有

独立行政法人への出資予定の年金福祉施設等に係る平成十五年度の単年度収支は、三百二十八施設中、黒字が二百五十二施設、赤字が七十六施設であり、トータルでは二十七億円の黒字となつております。また、平成十五年度までの累積収支は

トータルで五百四十八億円の黒字となつております。なお、出資の際にはこれらを改めて時価評価することとしております。

この施設の譲渡等に当たりましては、不動産鑑定の手法に基づき適切な価格の設定に努め、年金産は、平成十五年度末国有財産台帳価格で総額八千九百億円であります。なお、出資の際にはこれらを改めて時価評価することとしております。

次に、独立行政法人に対して出資する予定の財産は、平成十五年度末国有財産台帳価格で総額八千九百億円であります。なお、出資の際にはこれらを改めて時価評価することとしております。

この施設の譲渡等に当たりましては、不動産鑑定の手法に基づき適切な価格の設定に努め、年金

資金の損失を最小化するとともに、民間のノウハウを最大限に活用するなど、合理的かつ効率的な

売却により、五年間で所期の目的を達成してまいります。

独立行政法人設立の必要性についてお尋ねがあ

りました。

三百を超える施設を短期間で集中的かつ効率的に譲渡するには、理事長や職員を民間から登用し、民間の知見を最大限活用できる専門の組織が必要であり、国においてはこのような専門的な業務を行う組織をつくることは困難であると考えております。

また、今回の整理合理化に關する業務は、民間の売却方法のように、売却手数料収入を得るために施設を売却すればよいのではなく、年金への

損失を最小化するという基本方針の下、適正な価

格で譲渡されることが確実に担保されねばなりま

せんし、あわせて、地域において必要な医療の確

保に關して地方公共団体との調整を行つたり、有

料老人ホーム入居者の処遇に配慮する必要があります。このような公共的な役割を果たす組織としては、大臣の監督の下で、厳格な評価体制の下で業務を行うこととされている独立行政法人が最も適切な実施主体であると考えております。

施設の売却、廃止の具体的な内容、手順、計画についてお尋ねがございました。

年金福祉施設等の譲渡に当たつての契約方法、整理化の実施に当たつての基本的枠組みについては、先月末に策定いたしました整理合理化計画において明らかにしておるところでございまして、さらに、厚生労働大臣が示します中期目標において施設の具体的譲渡の進め方などを示し、その着実な実施を求めてまいります。

また、年金・健康保険福祉施設整理機構においては、他の独立行政法人と同様に、中期計画及び年度計画を策定、公表いたしますとともに、毎年年度売却実績数等を公表することとしております。なお、今回の整理合理化の背景となりました近

年の年金制度等を取り巻く厳しい財政状況、施設を取り巻く社会環境及び国民のニーズの変化等にかんがみますと、期限を付した速やかな整理合理化が必要と考えております。

職員の雇用に対する配慮についてのお尋ねがございました。

年金の福祉施設等に従事する職員の雇用問題につきましては、一義的に雇主である委託先法人が責任を持ち、できる限りの再就職援助を行つていただきたいと考えております。この点につきましては、先月末に定めました整理合理化計画におきましては、委託先公益法人の従業員の雇用問題へおきましては、一義的に雇主である委託先法人が責任を持ち、できる限りの再就職援助を行つていただきたいと考えております。この点につきましては、先月末に定めました整理合理化計画におきましては、委託先公益法人の従業員の雇用問題へ

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機
する法律の一部を改正する法律案（趣旨説明）

施設の整理等を行つてきております。

具体的に申しますと、宿泊施設については、運営会の運営する四十八施設では、経営の合理化に

合会の運営する四十八施設では、経営の合理化により赤字のものは三施設にまで減少してきてお

り、各府省共済組合の運営する三十施設のうち少

なくとも十一施設につきましては、平成十九年度までこ廃止を予定してハるという状況となつてお

ります。

また、連合会の運営する保健施設、グラウンドでございますが、それと物販施設、これは食堂等

でございますが、平成十六年度末までにすべてを

廃止してきたところでございまして、医療施設についても統合、廃止を進めてきてはいるところであ

ります。

国家公務員共済組合の福祉施設については、今後とも、さきの閣議決定に基づきまして、事業の

後ともさきの開説決定に基てさるじ、雪美の見直しを不斷に進めてまいりたいと考えております。

〔國務大臣麻生太郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(麻生太郎君) 地方公務員共済の福祉
〔国務大臣麻生太郎君登壇 手三〕

施設についてのお尋ねがあつております。
地方公務員共済組合の福祉施設については、
即

地方公務員共済組合の福祉施設といふのは、衛生存じのように、組合員の福利厚生を目的といたし

おりますのは御存しのとおりですか。この福音伝
設につきましては、今、谷垣大臣からも御答弁が

あつておりましたが、平成十三年に閣議決定をさしてからミー特珠法へ等修理合裡乙計画の旨商そ

われております特別法人等整理合理化計画の指揮を踏まえまして、必要性が低下しているもの、著し

く不採算性のものにつきましては整理をするよう
に指導するということにいたしております、平

成十六年度末まででは、総務省所管の地方公務員

「「異議なし」と呼ぶ者あり

卷之三

官報(号外)

○議長(扇千景君) 御異議ないと認めます。國務大臣細田内閣官房長官。

〔國務大臣細田博之君登壇、拍手〕

○國務大臣(細田博之君) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

私の独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

独占禁止法につきましては、平成十四年一部改正法案に係る衆議院経済産業委員会附帯決議において、独占禁止法違反行為に対する抑止力強化の観点から、課徴金、刑事罰や公正取引委員会の調査権限の在り方を含めた違反行為に対する措置体系全体について早急に見直すこととされおり、平成十五年の公正取引委員会を内閣府の外局に移行させるための関係法律の整備に関する法律案に対する衆議院経済産業委員会及び参議院経済産業委員会の附帯決議において、独占禁止法について、違反行為に対する措置体系の抜本的な見直しの検討を含め、その一層厳正な執行力の強化を図ることとされております。

また、政府は、平成十三年に閣議決定した今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針において、談合・横並び体質からの脱却と市場の活性化を図るために、競争政策の積極的な展開が求められているとしており、かかる観点から、昨年三月に閣議決定した規制改革・民間開放推進三か年計画では、独占禁止法の措置体系の抜本的強化策の早急な実現を図ることとしておりま

す。

今回は、これらの附帯決議、閣議決定等を踏まえ、独占禁止法違反行為に対する措置を強化するために、不当な取引制限等に対して課せられる課

○議長(扇千景君) 御異議ないと認めます。國務大臣細田内閣官房長官。

〔國務大臣細田博之君登壇、拍手〕

○國務大臣(細田博之君) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

徵金の算定率を大幅に引き上げることとし、併せて課徴金減免制度を創設することともに、審判手続等に係る規定の整備、犯則調査権限の導入等を行います。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、課徴金の算定率は、製造業等については現行法の六%から一〇%に引き上げ、小売業と卸売業についても、それぞれ三%、二%に引き上げることとしております。また、企業規模の小さい事業者に対しては、製造業等について現行法の三%から四%に引き上げるなど別に率を設定することとしております。また、課徴金適用対象については、その範囲を明確化し、また、他の事業者の事業活動を支配する私的独占等にも拡大することとしております。

第二に、自らの不當な取引制限行為について公

正取引委員会に対して報告等を行つた事業者に対する措置として、課徴金を減免する制度を創設することとしております。

第三に、一層の適正手続の保障等を図る観点から、審判手続等に係る規定を整備し、また、犯則

調査権限を導入することとしております。

なお、これらの改正は、一部を除き、公布の日

から起算して一年を超えない範囲内において政令

で定める日から施行することとしております。

また、この法律案は、衆議院において、この法

律案に係る法律番号の年表示及び一部規定の施行

期日に関する附則の規定について修正されており

ますので御報告いたします。

以上が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律案について修正されており

ます。

以上の趣旨を御説明申し上げます。

〔國務大臣細田博之君登壇、拍手〕

○議長(扇千景君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がござります。順次発言を許します。

〔拍手〕

ふうに考えられます。

前回の大改正では、審議に二年の期間を掛けています。今回は、国会での十分な審議もなく、また社会の要望も無視し、とにかく表面的に小泉総理の公約を実現するために議論が進められている状況です。一昨年には有識者から成る研究会報告が出たにもかかわらず、その提言にはほとんど対応せず、理念も哲学もない場合当たり的な内容の独禁法改正案を提出するに至っています。このような政策は是非やめていただきたい。なぜ三年後の見直しを前提に拙速な法改正を行うかをまずお聞きしたいと思います。

また、長期的な視野から必要なものが、電力、ガス、通信、放送といった生活に不可欠なインフラ、これらの不可欠施設というものに対する規制です。この点については研究会の報告書においても独禁法の大きな柱の一つとして挙げられています。

この不可欠施設の中でも私が特に注視したいのは、電力法、放送法といった事業法で規制されないコンピューターの基本ソフトウエアやインターネットのサイトの寡占です。これらの分野はネットワークの経済性が働きますので、ユーザーが増えれば増えるほど独占性が高まっていくとなっています。

欧米においては、情報化の進展に伴い、コンピューターの基本ソフトウエアやインターネットのサイトの独禁法での規制が行われています。例えば、欧州連合では、マイクロソフトに対し、六百五十億円の独禁法違反による制裁金を科しています。ところが、我が国においては、このような情報分野における独禁法の位置付けの議論がない

ような状況です。これら情報分野における独占的な動きや不公正な取引に長期的にどのように対応するか、是非お答えいただきたいと思います。

私は、将来的には、電力、ガス、通信、放送、航空といった事業法でカバーされている分野につく、独禁法に関する包括的なガイドラインを策定していただきたいと思います。

このような事業法でカバーされている分野への独禁法の適用について、十年という長期的な観点からどのようにするかということをお聞かせいただきたいと思います。

また、独禁法の大きな柱である私的独占の規制としては、今、排除命令が年に一回出せるかどうか、ほとんど機能していない状況です。これでは独禁法が本当に動いているかどうかかということは確保できていないと思います。私の独占についても課徴金の対象とすることで、今後特に情報通信などの分野で新たな企業がスマートに市場に入れるようにしていただきたいと思いますが、この点についてお考えをお聞かせください。

また、今回の改正の対象となりませんでした不当廉売、不当に安く売ること、あと優越的地位の濫用、優位に立つ者が価格を落とさせること、こんなっています。

次に、根本的な観点から御質問します。

そして、審判を行う部門と調査を行う部門、それが一緒にあること、これはつまり何かと申しますと、警察が調査をし、そして警察が裁判をしている状況とほぼ一緒でございます。これこそ公権力の横暴につながるんじゃないでしょうか。そしてまた、裁判を行う審判部門には法曹資格者が一名しかいないという状況です。私は、このような

ううわさが立ち、逆にお客さんが集まってしまうというような状況も起きております。このような状況に是非とも対応していただきたい。やはり、弱い小売店、そういう頑張っている会社を守つていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

なお、独禁法の規制の対象に売れない商品と売れる商品と一緒に売るという抱き合わせ販売というのがございますが、本国会において一つの法案で十本の法律を改正するという法律の抱き合わせ販売が行われていると私は思います。良識の府、再考の府と言われている我々参議院がこのような不公平なを行いを許していいと思われますか。皆さんはどうですか。

最後に、多面的な視野から御質問申し上げます。公正取引委員会委員長は、衆議院における国会答弁におきまして、本来、不当な利益を没収する課徴金、その課徴金に行政制裁的な位置付けを持たせようとおっしゃっています。行政制裁法第三十九条、同一の犯罪について重ねて刑事上も独禁法と刑罰である罰金を科すということは、これは二重処罰ということになります。憲法の責任を問われないに違反しているんではないでしょうか。この根本的な、憲法に違反されているような二重処罰の構造に対してどう思われているようだ重ねて刑事上も独禁法と刑罰である罰金を科すということは、これは二重処罰ということになります。憲法の責任を問われないに違反しているんではないでしょうか。この根本的な、憲法に違反されているような二重処罰の構造に対してどう思われているようだ重ねて刑事上も独禁法と刑罰である罰金を科すということは、これは二重処罰ということになります。憲法の責任を問われないに違反しているんではないでしょうか。この根本的な、憲法に違反されているような二重処罰の構造に対してどう思われているようだ重ねて刑事上も独禁法と刑罰である罰金を科すということは、これは二重処罰ということになります。憲法の責任を問われないに違反しているんではないでしょうか。この根本的な、憲法に違反されているような二重処罰の構造に対してどう思われているようだ重ねて刑事上も独禁法と刑罰である罰金を科すということは、これは二重処罰ということになります。憲法の責任を問われないに違反しているんではないでしょうか。この根本的な、憲法に違反されているような二重処罰の構造に対してどう思われているようだ重ねて刑事上も独禁法と刑罰である罰金を科すということは、これは二重処罰ということになります。憲法の責任を問われないに違反しているんではないでしょうか。この根本的な、憲法に違反されているような二重処罰の構造に対してどう思われているようだ重ねて刑事上も独禁法と刑罰である罰金を科すということは、これは二重処罰ということになります。憲法の責任を問われないに違反しているんではないでしょうか。この根本的な、憲法に違反されているような二重処罰の構造に対してどう思われているようだ重ねて刑事上も独禁法と刑罰である罰金を科すということは、これは二重処罰ということになります。憲法の責任を問われないに違反しているんではないでしょうか。この根本的な、憲法に違反されているような二重処罰の構造に対してどう思われているようだ重ねて刑事上も独禁法と刑罰である罰金を科す

それは、市場の独占を見るとき、国内市場の独占だけを見るんではなく、世界の市場でのシェアを見ていただきたいと。現在、我が国の産業は過酷な国際競争にさらされています。このように中、国内シェアだけを見て、どんどん競争させて物の値段が落ちても、消費者は喜ぶかもしれないが、産業界はどんどんどんどん弱っていく、国際競争力をなくしています。

古くアメリカは、国内シェアという観点からA T & Tという通信会社を分割しました。そして、から審判部門の分離、独立、そして早急に法曹資格者を増員してもらう、これは根本的に必要だと思いますが、いかがでしょうか、お答えいただきたいと思います。

最後に、官製談合についてのお尋ねがありました。

入札談合に発注機関の職員が関与していた場合、公正取引委員会は、独占禁止法違反事業者に排除措置を講ずるとともに、官製談合防止法に基づき発注機関に対して改善措置要求を行うこととなつております。

また、現在、与党において、また民主党においても官製談合防止法の見直しについて検討がなされていると承知しており、政府としても同法の積極的な運用に努めつつ、所要の検討を行つてまいります。(拍手)

○議長(屬千景君) 松あきら君。

(松あきら君登壇、拍手)

○松あきら君 公明黨の松あきらでございます。

私は、公明党を代表して、ただいま議題となりました独占禁止法改正案について関係大臣に質問をいたします。

今日、我が国産業の競争力を高め、経済を活性化して持続的な経済成長軌道に戻すには、経済構造改革が不可欠であります。そして、市場における公正で自由な競争を促進していくことは、民間の創意工夫と多様性に基づいて活力と競争力のある経済社会を構築するという観点からも、また、一般消費者、生活者の利益を確保するという観点からも、喫緊の課題となつております。

その一方で、我が国では今なおカルテルや談合行為が後を絶たず、国際機関からも独占禁止法の執行力の強化が求められています。

そうした中で、今回の改正は、経済活動の基本法である独占禁止法の規律を強化するため、二十

八年ぶりにその措置体系の抜本的見直しを行うことを柱とするものであり、その意義は極めて大きなものがあると考えます。

今回の改正が真に公正で自由な競争ルールの実現に寄与し、我が国社会が談合・横並び体質からの環境変化に対応し十分であるのか、また、十分でないとしたら具体的にいつごろどのように組織強化をしていくのか、内閣官房長官の所見を求めてお伺いをいたします。

そこで、以上のような認識に立ちまして、今回の独占禁止法改正案に關し、具体的に政府に對してお伺いをいたしました。

まず、企業活動の国際化に伴う現在の独占禁止法の運用状況に対する評価についてお伺いをいたしました。

近年、欧米の競争当局は、ビタミン事件、リジン事件など大規模な国際カルテル事件を摘発し、

一社当たりで時には百億円を超える高額の制裁金や罰金を科しております。しかし、これらの事件には、いずれも日本企業が関与しているにもかかわらず、我が国ではこれらについて法的措置はとられておりません。せいぜい公正取引委員会による警告が行われるのにとどまっているのであります。

大規模国際カルテル事件への対応において欧米と我が国との競争当局の間には看過できない大きな格差が生じておりますが、その原因はどこにあるのか、また、欧米で効果を發揮しているとされる

措置減免制度の導入を始めとする今回の法改正の措置により、この対応格差は縮小すると考えられるのか、独占禁止法改正案の所管大臣である内閣官房長官の所見を求めておきます。

さらに、国際化に伴い、公正取引委員会及びその事務局も他の先進国に引けを取らない組織に再

構築をして、優秀な法律、経済等の各分野での専門知識を有した人材を数多く結集していく努力ができます。

産業界及び国民から十分な信頼を得るために必要な方策が求められておりますが、今回の措置をとることにより今までと比較しどのように具体的な効果が期待し得るのか、内閣官房長官の答弁を求めます。

次に、今回の独占禁止法改正案の内容について伺います。

まず、改正案では、独占禁止法違反行為に対する抑止の実効性を高めるため、課徴金の算定について、違反行為に係る売上高に乘じる算定率を原則一〇%に引き上げることになつております。

しかし、同じ独占禁止法違反行為でも、事案によって利得の程度や悪質性の程度は千差万別であります。こうしたことから、課徴金の算定率を一律、画一的に引き上げることは、事案の内容に比べ不當に重い制裁が科されるおそれもあるとの指摘もあります。

一方、課徴金の算定を行政の裁量にゆだねることは、課徴金の法的性格を行政上の制裁と位置付けているところから問題が残ります。

課徴金を行政上の制裁措置としつつペナルティーを一律に科すことになったのはなぜか、内閣官房長官の説明を求めます。

その上で、ペナルティーの具体的妥当性を図る方策の在り方について検討を要望いたします。

また、中小企業の立場からは、中小企業の経営に不当な不利益を与える不当廉売、優越的地位の濫用など、不公正な取引方法に対し公正取引委員会の迅速かつ厳正な対処が求められております。

同時に、現在、課徴金や刑事罰の対象となつてない不当廉売、優越的地位の濫用等の不公正な取引方法について禁止規定の実効性を確保するための方策が求められておりますが、今回の措置をとることにより今までと比較しどのように具体的な効果が期待し得るのか、内閣官房長官の答弁を求めます。

次に、課徴金減免制度が導入されます。この制度が公平、公正に透明性を持つて運用されるためには、減免の基準が明確になつていなければなりません。さらに、その制度設計自体が国民に納得いくものでなくてはなりません。その観点から、手続の透明性確保のための担保措置、減免は三名に限定する理由、また、なぜ複数の事業者が同時に申請することは認めないのかといった制度設計上の理論的根拠も併せて内閣官房長官より御答弁を求めます。

次に、入札談合の問題について伺います。

現在、我が国の独占禁止法の適用については、入札談合事件が圧倒的に多数を占めています。しかし、我が国において入札談合が多いのは、価格のみに偏った入札契約制度の問題やいわゆる官製談合の問題など、構造的な問題が背景にあるのです。あつて、本来、入札談合の抑止のみが独占禁止法の主要課題ではないはずであります。

政府として入札契約制度の改革や官製談合の防歯に今後どのように取り組んでいくのか、内閣官房長官及び国土交通大臣の所見を求めておきます。

最後に、最近、企業犯罪、不祥事が相次いで明らかになつております。今日ほど、企業の法令遵守の取組、企業倫理が求められるときはないと考えます。

(号外)

官

企業における法令遵守の体制、文化を我が国社会に根付かせていくためには、単に制裁を重くすれば事足りるというものではなく、人材育成、教育の在り方を含め、多方面かつ継続的な取組の努力が必要であると考えますが、これに対する内閣官房長官の御所見を求めます。

今回の改正案の附則では、課徴金制度の在り方等について二年以内の見直し検討が規定をされております。今後、経済界を始めとして国民各層における幅広い議論が行われ、それにより、より良い共通の理解が醸成されますことを期待いたしまして、私の質問を終わります。(拍手)

(國務大臣細田博之君登壇、拍手)

○國務大臣(細田博之君) 松あきら議員から七問、質問をいただきました。

まず、国際カルテル事件への対応における欧米との格差の原因及び法改正の効果についてのお尋ねがありました。

欧米の競争当局による国際カルテル事件が最近増加している背景として、措置減免制度の導入が大きな要因であると言われております。我が国においても、課徴金減免制度を導入することにより、違反行為の摘発、事案の真相解明が容易になることが期待されるところであります。

次に、公正取引委員会の組織強化についてのお尋ねがありました。

公正取引委員会の体制については、競争政策の重要性を踏まえ、審査部門を中心とした増員及び機構の充実や、法曹資格者等各方面からの多様な人材の積極的な受入れが進められております。政府としては、犯則調査権限の導入等の執行力の強化等を通じまして競争政策を強力に実施する

こととしており、引き続き公正取引委員会の体制強化に努めてまいりたいと考えております。

ねがありました。

見直し後の課徴金制度は、行政上の制裁として

の機能をより強めたものではあります。

違反行為を防止するための行政上の措置であるという点

は変わりはなく、現行法と同様、売上額に一律に

一定率を乗ずる方法で課徴金を算定することで行

政上の迅速性、合理性を確保しようとしたもので

あります。

次に、今回の改正の不公正な取引方法に対する

具体的な効果についてのお尋ねがありました。

改正法案では、勧告制度を廃止し、不公正な取

引方法等の違反行為があると認めた時点で迅速に

差止め等の排除措置を命ずることができる仕組み

に改めることとしております。また、不公平な取

引方法について、確定した排除措置命令に違反し

た場合の法人に対する罰金の最高額を大幅に引き

上げ、抑止力を強化することとしております。

次に、課徴金減免制度についてのお尋ねがあり

ました。

(國務大臣細田博之君登壇、拍手)

お尋ねをいたしました。

改正法案では、勧告制度を廃止し、不公正な取

引方法等の違反行為があると認めた時点で迅速に

差止め等の排除措置を命ずることができる仕組み

に改めることとしております。また、不公平な取

引方法について、確定した排除措置命令に違反し

た場合の法人に対する罰金の最高額を大幅に引き

上げ、抑止力を強化することとしております。

次に、課徴金減免制度についてのお尋ねがあり

ました。

(國務大臣細田博之君登壇、拍手)

お尋ねをいたしました。

改正法案では、勧告制度を廃止し、不公正な取

引方法等の違反行為があると認めた時点で迅速に

差止め等の排除措置を命ずることができる仕組み

に改めることとしております。また、不公平な取

引方法について、確定した排除措置命令に違反し

た場合の法人に対する罰金の最高額を大幅に引き

上げ、抑止力を強化することとしております。

次に、課徴金減免制度についてのお尋ねがあり

ました。

(國務大臣細田博之君登壇、拍手)

お尋ねをいたしました。

改正法案では、勧告制度を廃止し、不公正な取

引方法等の違反行為があると認めた時点で迅速に

差止め等の排除措置を命ずることができる仕組み

に改めることとしております。また、不公平な取

引方法について、確定した排除措置命令に違反し

た場合の法人に対する罰金の最高額を大幅に引き

上げ、抑止力を強化することとしております。

次に、課徴金減免制度についてのお尋ねがあり

ました。

(國務大臣細田博之君登壇、拍手)

お尋ねをいたしました。

改正法案では、勧告制度を廃止し、不公正な取

引方法等の違反行為があると認めた時点で迅速に

差止め等の排除措置を命ずることができる仕組み

に改めることとしております。また、不公平な取

引方法について、確定した排除措置命令に違反し

た場合の法人に対する罰金の最高額を大幅に引き

上げ、抑止力を強化することとしております。

次に、課徴金減免制度についてのお尋ねがあり

ました。

(國務大臣細田博之君登壇、拍手)

お尋ねをいたしました。

改正法案では、勧告制度を廃止し、不公正な取

引方法等の違反行為があると認めた時点で迅速に

差止め等の排除措置を命ずることができる仕組み

に改めることとしております。また、不公平な取

引方法について、確定した排除措置命令に違反し

た場合の法人に対する罰金の最高額を大幅に引き

上げ、抑止力を強化することとしております。

次に、課徴金減免制度についてのお尋ねがあり

ました。

(國務大臣細田博之君登壇、拍手)

お尋ねをいたしました。

改正法案では、勧告制度を廃止し、不公正な取

引方法等の違反行為があると認めた時点で迅速に

差止め等の排除措置を命ずることができる仕組み

に改めることとしております。また、不公平な取

引方法について、確定した排除措置命令に違反し

た場合の法人に対する罰金の最高額を大幅に引き

上げ、抑止力を強化することとしております。

次に、課徴金減免制度についてのお尋ねがあり

ました。

(國務大臣細田博之君登壇、拍手)

お尋ねをいたしました。

改正法案では、勧告制度を廃止し、不公正な取

引方法等の違反行為があると認めた時点で迅速に

差止め等の排除措置を命ずることができる仕組み

に改めることとしております。また、不公平な取

引方法について、確定した排除措置命令に違反し

た場合の法人に対する罰金の最高額を大幅に引き

上げ、抑止力を強化することとしております。

次に、課徴金減免制度についてのお尋ねがあり

ました。

(國務大臣細田博之君登壇、拍手)

お尋ねをいたしました。

改正法案では、勧告制度を廃止し、不公正な取

引方法等の違反行為があると認めた時点で迅速に

差止め等の排除措置を命ずることができる仕組み

に改めることとしております。また、不公平な取

引方法について、確定した排除措置命令に違反し

た場合の法人に対する罰金の最高額を大幅に引き

上げ、抑止力を強化することとしております。

次に、課徴金減免制度についてのお尋ねがあり

ました。

(國務大臣細田博之君登壇、拍手)

お尋ねをいたしました。

改正法案では、勧告制度を廃止し、不公正な取

引方法等の違反行為があると認めた時点で迅速に

差止め等の排除措置を命ずることができる仕組み

に改めることとしております。また、不公平な取

引方法について、確定した排除措置命令に違反し

た場合の法人に対する罰金の最高額を大幅に引き

上げ、抑止力を強化することとしております。

次に、課徴金減免制度についてのお尋ねがあり

ました。

(國務大臣細田博之君登壇、拍手)

お尋ねをいたしました。

改正法案では、勧告制度を廃止し、不公正な取

引方法等の違反行為があると認めた時点で迅速に

差止め等の排除措置を命ずることができる仕組み

に改めることとしております。また、不公平な取

引方法について、確定した排除措置命令に違反し

た場合の法人に対する罰金の最高額を大幅に引き

上げ、抑止力を強化することとしております。

次に、課徴金減免制度についてのお尋ねがあり

ました。

(國務大臣細田博之君登壇、拍手)

お尋ねをいたしました。

改正法案では、勧告制度を廃止し、不公正な取

引方法等の違反行為があると認めた時点で迅速に

差止め等の排除措置を命ずることができる仕組み

に改めることとしております。また、不公平な取

引方法について、確定した排除措置命令に違反し

た場合の法人に対する罰金の最高額を大幅に引き

上げ、抑止力を強化することとしております。

次に、課徴金減免制度についてのお尋ねがあり

ました。

(國務大臣細田博之君登壇、拍手)

お尋ねをいたしました。

改正法案では、勧告制度を廃止し、不公正な取

引方法等の違反行為があると認めた時点で迅速に

差止め等の排除措置を命ずることができる仕組み

に改めることとしております。また、不公平な取

引方法について、確定した排除措置命令に違反し

た場合の法人に対する罰金の最高額を大幅に引き

上げ、抑止力を強化することとしております。

次に、課徴金減免制度についてのお尋ねがあり

ました。

(國務大臣細田博之君登壇、拍手)

お尋ねをいたしました。

改正法案では、勧告制度を廃止し、不公正な取

引方法等の違反行為があると認めた時点で迅速に

差止め等の排除措置を命ずることができる仕組み

に改めることとしております。また、不公平な取

引方法について、確定した排除措置命令に違反し

た場合の法人に対する罰金の最高額を大幅に引き

上げ、抑止力を強化することとしております。

次に、課徴金減免制度についてのお尋ねがあり

ました。

(國務大臣細田博之君登壇、拍手)

お尋ねをいたしました。

改正法案では、勧告制度を廃止し、不公正な取

引方法等の違反行為があると認めた時点で迅速に

差止め等の排除措置を命ずることができる仕組み

に改めることとしております。また、不公平な取

引方法について、確定した排除措置命令に違反し

た場合の法人に対する罰金の最高額を大幅に引き

上げ、抑止力を強化することとしております。

次に、課徴金減免制度についてのお尋ねがあり

ました。

(國務大臣細田博之君登壇、拍手)

お尋ねをいたしました。

改正法案では、勧告制度を廃止し、不公正な取

引方法等の違反行為があると認めた時点で迅速に

差止め等の排除措置を命ずることができる仕組み

に改めることとしております。また、不公平な取

引方法について、確定した排除措置命令に違反し

た場合の法人に対する罰金の最高額を大幅に引き

上げ、抑止力を強化することとしております。

次に、課徴金減免制度についてのお尋ねがあり

ました。

(國務大臣細田博之君登壇、拍手)

お尋ねをいたしました。

改正法案では、勧告制度を廃止し、不公正な取

引方法等の違反行為があると認めた時点で迅速に

差止め等の排除措置を命ずることができる仕組み

に改めることとしております。また、不公平な取

引方法について、確定した排除措置命令に違反し

た場合の法人に対する罰金の最高額を大幅に引き

上げ、抑止力を強化することとしております。

次に、課徴金減免制度についてのお尋ねがあり

ました。

(國務大臣細田博之君登壇、拍手)

お尋ねをいたしました。

改正法案では、勧告制度を廃止し、不公正な取

引方法等の違反行為があると認めた時点で迅速に

差止め等の排除措置を命ずることができる仕組み

に改めることとしております。また、不公平な取

引方法について、確定した排除措置命令に違反し

た場合の法人に対する罰金の最高額を大幅に引き

上げ、抑止力を強化することとしております。

次に、課徴金減免制度についてのお尋ねがあり

ました。

(國務大臣細田博之君登壇、拍手)

お尋ねをいたしました。

改正法案では、勧告制度を廃止し、不公正な取

引方法等の違反行為があると認めた時点で迅速に

差止め等の排除措置を命ずることができる仕組み

に改めることとしております。また、不公平な取

引方法について、確定した排除措置命令に違反し

た場合の法人に対する罰金の最高額を大幅に引き

上げ、抑止力を強化することとしております。

次に、課徴金減免制度についてのお尋ねがあり

ました。

(國務大臣細田博之君登壇、拍手)

につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、森林の有する多面的機能の持続的な発揮と森林吸収源対策を推進する観点から、我が国の森林整備の中核的担い手である森林組合の機能の充実と組織基盤の強化を図るため、森林組合の事業範囲の拡大、員外利用制限の緩和、准組合員資格者の拡大等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、林業と山村の活性化に

果たす森林組合の役割、森林組合の自主的な改革への支援、国産材の需要拡大と価格安定対策、森林整備に必要な財源の確保等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長(扇千景君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたします。

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたしました。——これにて投票を終了いたしました。

投票総数
賛成
反対
○二百二十二
二百二十一
○

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(扇千景君) 日程第二 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律案(内閣提出)を議題といたします。

司彰君。——まず、委員長の報告を求めます。環境委員長郡司彰君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○議長(扇千景君) これまで、委員長の報告を求めます。環境委員長郡司彰君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○議長(扇千景君) ただいま議題となりました法律案につきまして、環境委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、特定特殊自動車の使用による大気汚染の防止を図り、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全するため、これまで未規制となつていていた公道を走行しない特定特殊自動車について、特定原動機の型式指定及び特定特殊自動車の型式届出の制度を設けるとともに、技術基準に適合しない特定特殊自動車の使用の規制等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、技術基準適合車への買換え促進のための金融・税制上の支援、特定特殊自動車における燃料使用の適正化と点検・整備の励行、特定特殊自動車の排出ガス基準に関する国際的連携の確保等について質疑が行われました

が、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(扇千景君) これより採決をいたします。

本法律案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

○議長(扇千景君) これまで、本法律案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたします。

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたしました。——これにて投票を終了いたしました。

投票総数
賛成
反対
○二百二十三

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)

○議長(扇千景君) これまで、本法律案は多数をもつて質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して仁比委員より本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(扇千景君) 日程第三 航空法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。国土交通委員長田名部匡省君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○議長(扇千景君) これまで、本法律案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたしました。

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたしました。——これにて投票を終了いたしました。

投票総数
賛成
反対
○二百二十二
二百二十一
○

〔田名部匡省君登壇、拍手〕

○田名部匡省君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、増加が続く航空需要とこれに伴う航空交通量の増大に対応して、空域の安全かつ効率的な利用並びに航空機及びその航行の安全の一層の向上を図るための措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、航空法改正による効果、航空機の垂直間隔短縮方式の導入とその安全確保策、航空交通容量の拡大と横田空域返還問題、航空運送事業者に対する安全確保の徹底等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

委員会におきましては、航空法改正による効果、航空機の垂直間隔短縮方式の導入とその安全確保策、航空交通容量の拡大と横田空域返還問題、航空運送事業者に対する安全確保の徹底等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

官 報 (号 外)

平成十七年四月六日 参議院会議録第十四号

議長の報告事項

議長の報告事項

去る一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

官 報 (号 外)

第八十三条第四項を削り、同条第五項中「及び前項」を削り、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項中「第四項及び第五項」を「及び第四項」に改め、同項を同条第六項とする。

第八十四条第一項中「議決するか、又はその総代会において合併を議決し、かつ、これにつき組合員(准組合員を除く。)の半数以上が投票する

第六十五条の二第一項の規定による投票においてその投票数の三分の二以上の多数による賛成を得なければ」を「議決しなければ」に改める。

第八十九条第二項中「第八十三条第七項」を「第八十三条第六項」に改める。

第九十二条中「第五十一条まで」を「第五十条まで、第五十一条」に改める。

第一百条第二項中「から第五十二条まで」を「第五十条、第五十二条、第五十二条」に改め、「及び第五号」を削り、「第六十一条第一項第七号」を「第六十一条第一項第六号」に、「同項第八号」を「同項第七号」に改め、「森林組合」との下に「、第六十

五条第六項中「選挙」とあるのは「選挙及び解散又は合併の議決」とを加え、同条第四項中「第四項及び第七項」を「第六項」に、「第八十三条第五項」を「第八十三条第四項」に改め、「第八十四条第一項中「議決するか、又はその総代会において合併を議決し、かつ、これにつき組合員(准組合員を除く。)の半数以上が投票する第六十五条の二第一項の規定による投票においてその投票数の三分の二以上の多数による賛成を得なければならない」とあるのは「議決しなければならない」とある。

第一百一条第一項第二号中「施設」を「事業」に改め、同項第七号中「共同利用に関する施設」を「共同利用施設の設置」に改め、同項第八号及び第十号中「施設」を「事業」に改め、同号の次に次の一号を加える。

第十号 所属員が森林所有者である森林で教育の用に供するものの教育機能の増進に関する事業

め、同項第七号中「共同利用に関する施設」を「共同利用施設の設置」に改め、同項第八号及び第十号中「施設」を「事業」に改め、同号の次に次の一号を加える。

十の二 所属員が森林所有者である森林で教育の用に供するものの教育機能の増進に関する事業

め、同項第七号中「共同利用に関する施設」を「共同利用施設の設置」に改め、同項第八号及び第十号中「施設」を「事業」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三 前項に規定する「子会社」とは、組合(生産森林組合を除く。)がその株主等の議決権(組合主又は総社員の議決権(商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この項において同じ。))をい

う。以下この項において同じ。)の百分の五十を超える議決権を有する会社をいう。この場合において、その組合及びその一若しくは二以上の子会社がその組合の一若しくは二以上の子会社とみなす。

四 組合(生産森林組合を除く。)の子会社等は、正當な理由があるときは、第二項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。

五百十一条に次の二項を加える。

五 行政庁は、前各項の規定により組合(生産森

で定める特殊の関係のある者(以下「子会社等」という。)に対し、その組合の業務又は会計の状況に参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

一 第十五条第五項(第百九条第一項において準用する場合を含む。)において準用する倉庫業法第二十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規

定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

た者

の罰金に処する。

二 第百十条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は第百十一条の規定による

検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

た者

の罰金に処する。

三 第百二十二条第二項中「の代表者」を「又は組合(生産森林組合を除く。)の子会社等(以下この項において「組合等」という。)の代表者」に、「その組合等」を「その組合等」に改める。

四 第百二十二条第一項中「二十万円」を「五十万円」に改め、同項第九号中「規定を」の下に「第九十二条」を加え、同項第十号中「第五十一条」の下に「第九十二条、」を加え、同項第十二号の二中「、第一百二十二条」を「、第九十二条、第一百二十二条」に改め、同項第十九号中「規定を」の下に「第九十二条」を加え、同項第十号中「第五十一条」の下に「第九十二条、」を加え、同項第十二号の二中「、第一百二十二条」を「、第九十二条、第一百二十二条」に改め、「又は」を「、第六十五条の二第二項若しくは第四項(これらの規定を第百八条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定又は」に改め、同項第十六号を削り、同項第十五号を同項第十六号とし、同項第十四号中「(第百九条第三項」を「(同項」に改め、同号を同項第十五号とし、同項第十三号を同項第十四号とし、同項第十二号の三の次に次の二号を加える。

五 第百九条第三項において準用する場合を含む。), 第八十三条第五項(第百条第四項にお

いて準用する場合を含む。)又は第百八条の二

二 行政庁は、組合(生産森林組合を除く。)が法令等を守っているかどうかを知るために必要があると認めるときは、その必要の限度において準用する。

六 前条第四項の規定は、前項の規定による子会社等の検査について準用する。

七 第百九条第三項において準用する場合を含む。), 第八十三条第五項(第百条第四項において準用する場合を含む。)又は第百八条の二

八 第百十一条に次の二項を加える。

九 第百十一条に次の二項を加える。

十 第百十一条に次の二項を加える。

十一 第百十一条に次の二項を加える。

十二 第百十一条に次の二項を加える。

十三 第百十一条に次の二項を加える。

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律案

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律

目次

第一章 総則(第一条～第四条)

第二章 特定特殊自動車

第一節 特定特殊自動車の型式指定等(第五条～第八条)

第二節 特定特殊自動車の型式届出等(第九条～第十六条)

第三章 特定特殊自動車の使用の制限等(第十条～第十七条)

第四章 登録特定特殊自動車検査機関及び登録特定特殊自動車検査機関(第十九条～第二十五条)

第五章 雑則(第二十八条～第三十三条)

第六章 罰則(第三十四条～第四十二条)

附則
第一章 総則(目的)
第二章 総則(国の責務)
第三章 国は、特定特殊自動車排出ガスの規制に関する国際的な連携の確保、特定特殊自動車排出ガスの抑制に関する啓発及び知識の普及その他の特定特殊自動車排出ガスによる大気の汚染の防止に関する施策を推進するよう努めなければならない。

第一条 この法律は、特定特殊自動車について技術上の基準を定め、特定特殊自動車の使用について必要な規制を行うこと等により、特定特殊自動車排出ガスの排出を抑制し、もつて大気の汚染に関し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的とする。

(定義)

第一条 この法律において「特定特殊自動車」とは、道路運送車両法(昭和二十六年法律第八百八十五号)第二条第二項に規定する自動車(同条第一項に規定する運行の用に供するものを除く。)であつて、次に掲げるもの(引して陸上を移動させることを目的として製作した用具その他政令で定めるものを除く。)をいう。

二 道路運送車両法第三条に規定する大型特殊自動車及び小型特殊自動車

三 建設機械抵当法(昭和二十九年法律第九十号)第二条に規定する建設機械に該当する自動車(前号に掲げるものを除く。)その他の構造が特殊な自動車であつて政令で定めるもの

2 この法律において「特定特殊自動車」とは、特定特殊自動車に搭載される原動機及びこれと一体として搭載される装置で主務省令で定めるものをいう。

3 この法律において「特定特殊自動車排出ガス」とは、特定特殊自動車の使用に伴い発生する一酸化炭素、炭化水素、鉛その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質で政令で定めるものをいう。

(事業者及び使用者の責務)

第四条 特定特殊自動車製作等事業者(特定特殊自動車の製作又は輸入(以下「製作等」という。)を業とする者をいう。以下同じ。)は、特定特殊自動車の製作等に際して、その製作等に係る特定特殊自動車が使用されることにより排出される特定特殊自動車排出ガスによる大気の汚染の防止が図られるよう努めなければならない。

2 特定特殊自動車を使用する者は、特定特殊自動車排出ガスによる大気の汚染の防止に関する施策に協力しなければならない。

3 第二章 特定特殊自動車の型式指定等の

第一節 特定特殊自動車の型式指定等(特定特殊自動機の技術基準)

第五条 主務大臣は、特定特殊自動機について、主務省令で、特定特殊自動車排出ガスによる大気の汚染の防止を図るために必要な技術上の基準(以下「特定特殊自動機技術基準」という。)を定めなければならない。

第六条 主務大臣は、特定特殊自動機の製作等を業とする者(以下「特定特殊自動機製作等事業者」という。)の申請により、特定特殊自動機をその型式について指定する。

2 前項の指定の申請は、本邦に輸出される特定特殊自動機について、外国において当該特定特殊自動機を製作することを業とする者又はその者から当該特定特殊自動機を購入する契約を締結している者であつて当該特定特殊自動機を本邦に輸出することを業とするものも行うことができる。

3 第一項の指定は、申請に係る特定特殊自動機が特定特殊自動機技術基準に適合し、かつ、均一性を有するものであるかどうかを判定することによって行う。

4 第一項の指定は、当該特定特殊自動機を取り付けたことができる特定特殊自動車の範囲を限定して行うことができる。

5 主務大臣は、第一項の規定によりその型式について指定を受けた特定特殊自動機(以下「型式指定特定特殊自動機」という。)が特定特殊自動機技術基準に適合しなくなり、又は均一性を有するものでなくなつたときは、その指定を取り消すことができる。この場合において、主務大臣は、取消日の日までに製作された特定特殊自動機について取消しの効力の及ぶ範囲を限定することができる。

6 前項の規定によるほか、主務大臣は、指定外國特定特殊自動機製作者等(第二項に規定する者であつてその製作し、又は輸出する特定特殊自動機の型式について第一項の指定を受けたもの)をいふ。以下この項において同じ。)が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定外國特定特殊自動機製作者等に係る第一項の指定を取り消すことができる。

一 指定外國特定特殊自動機製作者等が第八条の規定に基づく主務省令の規定第一項の指定に係る部分に限る。)に違反したとき。

二 主務大臣がこの法律の施行に必要な限度において指定外國特定特殊自動機製作者等に対しその業務に關し報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

三 主務大臣がこの法律の施行に必要な限度に

基準に適合していないと主務大臣が認めて公示したときは、当該型式届出特定特殊自動車の型式に属する特定特殊自動車に係る基準適合表示は、その効力を失う。

(主務省令への委任)

第十六条 この節に定めるもののほか、特定特殊自動車の型式の届出の手続その他この節の規定の施行に関し必要な事項は、主務省令で定めること。

(第三章 特定特殊自動車の使用の制限等)

第十七条 特定特殊自動車は、基準適合表示又は少數特例表示が付されたものでなければ、使用してはならない。ただし、主務省令で定めるところにより、その使用の開始前に、主務大臣の検査を受け、その特定特殊自動車が特定原動機技術基準及び特定特殊自動車技術基準に適合することとの確認を受けたときは、この限りでない。

官 2 試験研究の目的で使用する場合、使用の開始後に第十五条の規定により基準適合表示が失効した場合その他の主務省令で定める場合については、前項本文の規定は適用しない。

(技術基準適合命令)

第十八条 主務大臣は、特定特殊自動車が技術基準(特定原動機技術基準及び特定特殊自動車技術基準(第十二条第三項の規定による承認を受けた少數生産車にあっては、同項の基準)をいふ。以下同じ。)に適合しない状態になつたと認めるときは、当該特定特殊自動車の使用者に対し、期間を定めて技術基準に適合させることができる。必要な整備を行うべきことを命ずることができるもの。

第四章 登録特定原動機検査機関及び登録

第一節 登録特定原動機検査機関

(登録特定原動機検査機関)

第十九条 主務大臣は、主務省令で定めるところにより、第六条第一項の規定による特定原動機の型式の指定に関する主務大臣の事務のうち、当該特定原動機が特定原動機技術基準に適合するかどうかの検査の実施に関する事務(以下「特定原動機検査事務」という。)について、主務大臣の登録を受けた者(以下「登録特定原動機検査機関」という。)があるときは、その登録特定原動機検査機関に行わせるものとする。

2 前項の登録(以下この節において「登録」といふ。)は、特定原動機検査事務を行おうとする者の申請により行う。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなりた日から起算して二年を経過しない者であること。

口 登録申請者の役員(合名会社又は合資会

社にあつては、業務執行権を有する社員)に占める特定原動機製作等事業者の役員又は職員(過去二年間にその特定原動機製作等事業者の役員又は職員であつた者を含む。)の割合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者(法人にあつては、その代表権を有する役員)が、特定原動機製作等事業者の役員又は職員(過去二年間にその特定原動機製作等事業者の役員又は職員であつた者を含む。)であること。

ハ 登録申請者(法人にあつては、その代表権を有する役員)が、特定原動機製作等事

業者の役員又は職員(過去二年間にその特定原動機製作等事業者の役員又は職員であつた者を含む。)であること。

三 法人であつて、その業務を行う役員のうち

に前二号のいずれかに該当する者があること。

4 主務大臣は、登録の申請をした者(以下この項目において「登録申請者」という。)が次の各号のいずれにも適合しているときは、その登録をしない。

二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名なければならない。この場合において、登録に

関して必要な手続は、主務省令で定める。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学若しくは高等専門学校において工学その他原動機に関して必要な課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者であつて、通算して三年以上原動機に関する実務の経験を有するものが特定原動機検査事務を実施し、その人数が二名以上であること。

二 登録申請者が、特定原動機製作等事業者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあつては、特定原動機製作等事業者がその親会社(商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百十一条ノ二第一項の親会社をいう。以下同じ。)であること。

ロ 登録申請者の役員(合名会社又は合資会

社にあつては、業務執行権を有する社員)に占める特定原動機製作等事業者の役員又は職員(過去二年間にその特定原動機製作等事業者の役員又は職員であつた者を含む。)の割合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者(法人にあつては、その代表

権を有する役員)が、特定原動機製作等事

業者の役員又は職員(過去二年間にその特定原動機製作等事業者の役員又は職員であつた者を含む。)であること。

二 第二十三条第四項又は第五項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

三 法人であつて、その業務を行う役員のうち

に前二号のいずれかに該当する者があること。

4 登録特定原動機検査機関は、特定原動機検査事務の開始前に、主務省令で定めるところにより、その特定原動機検査事務の実施に関する規程を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとすると様とする。

5 登録特定原動機検査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借

三 登録を受けた者が特定原動機検査事務を実施する事業場の名称及び所在地

四 前三号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項

五 登録を受けたときは、登録に係る特定原動機検査事務を行わないものとする。

六 主務大臣は、登録をしたときは、登録に係る特定原動機検査事務を行わないものとする。

七 前二項から第五項までの規定は、前項の登録の更新について準用する。

(遵守事項)

第二十一条 登録特定原動機検査機関は、特定原動機検査事務を実施することを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、特定原動機検査事務を実施しなければならない。

2 前条第二項から第五項までの規定は、前項の登録の更新について準用する。

(遵守事項)

第二十二条 登録特定原動機検査機関は、公正に、かつ、主務省令で定める方法により特定原動機検査事務を実施しなければならない。

3 登録特定原動機検査機関は、特定原動機検査事務を実施する事業場の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、主務大臣に届け出なければならない。

4 登録特定原動機検査機関は、その特定原動機検査事務の開始前に、主務省令で定めるところにより、その特定原動機検査事務の実施に関する規程を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとすると様とする。

官報(号外)

対照表及び損益計算書又は取支計算書並びに営業報告書又は事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事業場に備えて置かなければならぬ。

6 特定原動機製作等事業者その他の利害関係人は、登録特定原動機検査機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録特定原動機検査機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は抄本の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記載された事項を主務省令で定める方法により表示したものとの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記載された事項を電磁的方法であつて主務省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

7 登録特定原動機検査機関は、主務省令で定めることにより、帳簿を備え、特定原動機検査事務に關し主務省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

8 登録特定原動機検査機関は、主務大臣の許可を受けなければ、その特定原動機検査事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならぬ

9 主務大臣は、登録特定原動機検査機関が前項の許可を受けてその特定原動機検査事務の全部若しくは一部を停止したとき、第二十三条第五項の規定により登録特定原動機検査機関に対し、特定原動機検査事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は登録特定原動機検査機関が天災その他的事由によりその特定原動機検査事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、その特定原動機検査事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

10 主務大臣が前項の規定により特定原動機検査の特定原動機検査事務の全部若しくは一部を廃止する場合又は主務大臣が第二十三条第四項若しくは第五項の規定により登録を取り消した場合における特定原動機検査事務の引継ぎその他事務の全部若しくは一部を自ら行う場合、登録の必要事項は、主務省令で定める。

(秘密保持義務等)

第二十二条 登録特定原動機検査機関の役員若しくは職員又はこれらの中間にあつた者は、その特定原動機検査事務に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 特定原動機検査事務に從事する登録特定原動機検査機関の役員又は職員は、刑法(明治四十一年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に從事する職員とみなす。

(登録特定原動機検査機関に対する適合命令等)

第二十三条 主務大臣は、登録特定原動機検査機関が第十九条第四項各号のいずれかに適合しな

くなつたと認めるときは、その登録特定原動機検査機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができると認めるときは、その登録特定原動機検査機関に対し、特定原動機検査事務を実施すべきこと又は特定原動機検査事務の方法の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができると認めるときは、その規程を変更すべきことを命ずることができる。

3 主務大臣は、第二十一条第四項の規程が特定原動機検査事務の公正な実施上不適当となつたときは、その規程を変更すべきことを命ずる。

4 主務大臣は、登録特定原動機検査機関が第十一条第三項第一号又は第三号に該当するに至つたときは、登録を取り消さなければならない。

5 主務大臣は、登録特定原動機検査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて特定原動機検査事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第二十一条第三項から第五項まで、第七項又は第八項の規定に違反したとき。

二 第二十一条第四項の規定によらないで特定原動機検査事務を実施したとき。

三 正當な理由がないのに第二十一条第六項各号の規定による請求を拒んだとき。

四 第一項から第三項までの規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により登録を受けたとき。

(登録特定特殊自動車検査機関)

第二十四条 主務大臣は、この節の規定の施行により、第十七条第一項ただし書に規定する

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のため認められたものと解釈してはならない。

(公示)

第二十五条 主務大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 登録をしたとき。

二 第二十一条第三項の規定による届出があつたとき。

三 第二十一条第八項の規定による許可をしたとき。

四 第二十一条第九項の規定により主務大臣が特定原動機検査事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行つていた特定原動機検査事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

五 第二十三条第四項若しくは第五項の規定により登録を取り消し、又は同項の規定により特定原動機検査事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

(登録特定特殊自動車検査機関)

第二十六条 主務大臣は、主務省令で定めるこ

主務大臣の事務のうち当該特定特殊自動車が技術基準に適合するかどうかの検査の実施に関する

動車製作等事業者の役員又は職員であつた者を含む。)の割合が二分の一を超えている

指導及び助言を行うことができる

る事務(以下「特定特殊自動車検査事務」といふ。)について、主務大臣の登録を受けた者(以下「登録特定特殊自動車検査機関」という。)があるときは、その登録特定特殊自動車検査機関に行わせるものとする。

ハ 登録申請者(法人にあつては、その代表権を有する役員)が、特定特殊自動車製作等事業者の役員又は職員(過去二年間にその特定特殊自動車製作等事業者の役員又は

2 前項の規定により登録特定原動機検査機関又は登録特定特殊自動車検査機関に納められた手数料は、それぞれ、登録特定原動機検査機関又は登録特定特殊自動車検査機関の収入とする。
(経過措置の命令への委任)

し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰

則に関する経過措置を含む。)を定めることがで
きる。

(主務大臣等)

第三十二条 この法律における主務大臣は、環境大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣とする。

ただし、次の名号に掲げる事項については、当該各号に定める大臣とする。

一 第十八条の規定による命令並びに第二十九

条第一項の規定による報告徵収及び同条第二項の規定による立入検査(特定特殊自動車の

使用者に係るものに限る。)に関する事項 環境大臣及び特定特殊自動車を使用する事業を

所管する大臣

第二十一条第一項の規定による指針の策定及び公表並びに同条第二項の規定による指導

及び助言に関する事項 特定特殊自動車を運用する事業を所管する大臣

2 この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

3 主務大臣は、第二十八条第一項の指針を定め
する命令とする。

ようとするときは、あらかじめ、環境大臣に協

官 (号 外)

することを確認したときは、前項の規定の適用については、同項の承認を受けたものとみなす。
第十三条の二の次に次の一条を加える。

第十三条の三

国土交通大臣は、型式証明を受けた型式の航空機又は第十三条第一項若しくは前

条第一項若しくは第三項の承認を受けた設計に係る航空機が第十条第四項の基準に適合せず、又は同項の基準に適合しなくなるおそれがあると認めるときは、当該型式証明又は承認(次項において「型式証明等」という。)を受けた者に対し、同条第四項の基準に適合させるため、又は

同項の基準に適合しなくなるおそれがあるために必要な設計の変更を命ずることができると認めたときは、当該型式証明又は承認(次項において「型式証明等」という。)を受けた者に対し、同条第四項の基準に適合させたため、又は

2 国土交通大臣は、型式証明等を受けた者が前項の規定による命令に違反したときは、当該型式証明等を取り消すことができる。
第十四条の二の見出しを「整備改造命令、耐空証明の効力の停止等」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

国土交通大臣は、耐空証明のある航空機が第十条第四項の基準に適合せず、又は前条の期間を経過する前に同項の基準に適合しなくなるおそれがあると認めるときは、当該航空機の使用者に対し、同項の基準に適合させるため、又は同項の基準に適合しなくなるおそれなくするために必要な整備、改造その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

第十七条第三項第一号中「第二十条第一項第四号」を「第二十条第一項第六号」に改め、同項第二

号中「第二十条第一項第一号」を「第二十条第一項

第二号」に改め、同項第三号中「第二十条第一項第五号」を「第二十条第一項第七号」に改める。

第十九条の二中「次条第一項第三号」を「次条第一項第四号」に改める。

第二十条第一項中第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号を第四号とし、同号の次に

一項第四号」に改める。

五 装備品の設計及び設計後の検査の能力

第二十条第一項中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 航空機の設計及び設計後の検査の能力

第二十条第二項を次のように改める。

2 前項の認定を受けた者は、その認定を受けた事業場(以下「認定事業場」という。)とともに、国土交通省令で定める業務の実施に関する事項について業務規程を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

第二十条に次の三項を加える。

3 国土交通大臣は、前項の業務規程が国土交通省令で定める技術上の基準に適合していると認めるとときは、同項の認可をしなければならない。

(航空英語能力証明)

第三十三条 定期運送用操縦士、事業用操縦士又は自家用操縦士の資格についての技能証明(当該技能証明について限定をされた航空機の種類が国土交通省令で定める航空機の種類であるものに限る。)を有する者は、その航空業務に従事するのに必要な航空に関する英語(以下「航空英語」という。)に関する知識及び能力を有することについて国土交通大臣が行う航空英語能力証明を受けていなければ、本邦内の地点と本邦外の地点との間における航行その他の国土交通省

に適合しなくなつたと認めるときは、当該認定を受けた者に対し、当該認定事業場における第

二項の業務規程の変更その他業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命じ、六月以内において期間を定めて当該認定事業場における

業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は当該認定を取り消すことができる。

第二十九条に次の二項を加える。

5 前項の指定の申請の手続、指定の基準その他指定に関する実施細目は、国土交通省令で定める。

6 国土交通大臣は、第四項の指定を受けた者が前項の国土交通省令の規定に違反したときは、当該指定を受けた者に対し、当該指定に係る業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命じ、六月以内において期間を定めて当該指定に係る業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は当該指定を取り消すことができる。

第三十六条中「技能証明、航空身体検査証明」の下に「航空英語能力証明」を加え、「第二十九条第一項」を「並びに第二十九条第一項(第二十九条の二第二項、第三十三条第三項及び第三十四条第三項において準用する場合を含む。)」に改め、「並びに航空従事者の養成施設の指定に関する実施細目」を削る。

第三十二条を削り、第三十三条を第三十二条とし、同条の次に次の二項を加える。

4 第一項の認定及び第二項の認可に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

5 国土交通大臣は、第一項の認定を受けた者が認定事業場において第二項の規定若しくは前項の国土交通省令の規定に違反したとき、又は認

令で定める航行を行つてはならない。

2 航空英語能力証明の有效期間は、当該航空英語能力証明を受ける者の航空英語に関する知識及び能力に応じて、国土交通省令で定める期間とする。

3 第二十七条、第二十九条及び第三十条の規定

は、航空英語能力証明について準用する。この場合において、第二十九条第四項中「又は国土交通大臣」とあるのは「若しくは国土交通大臣」と、「修了した者」とあるのは「修了した者又は国土交通大臣が申請により指定した第二百二条第一項の本邦航空運送事業者により航空英語に関する知識及び能力を有すると判定された者」とする。

4 第二十九条第一項中「又は国土交通大臣」とあるのは「若しくは国土交通大臣」と、「修了した者」とあるのは「修了した者又は国土交通大臣が申請により指定した第二百二条第一項の本邦航空運送事業者により航空英語に関する知識及び能力を有すると判定された者」とする。

5 第二十九条第一項中「又は国土交通大臣」とあるのは「若しくは国土交通大臣」と、「修了した者」とあるのは「修了した者又は国土交通大臣が申請により指定した第二百二条第一項の本邦航空運送事業者により航空英語に関する知識及び能力を有すると判定された者」とする。

6 第二十九条第一項中「又は国土交通大臣」とあるのは「若しくは国土交通大臣」と、「修了した者」とあるのは「修了した者又は国土交通大臣が申請により指定した第二百二条第一項の本邦航空運送事業者により航空英語に関する知識及び能力を有すると判定された者」とする。

7 第二十九条第一項中「又は国土交通大臣」とあるのは「若しくは国土交通大臣」と、「修了した者」とあるのは「修了した者又は国土交通大臣が申請により指定した第二百二条第一項の本邦航空運送事業者により航空英語に関する知識及び能力を有すると判定された者」とする。

8 第二十九条第一項中「又は国土交通大臣」とあるのは「若しくは国土交通大臣」と、「修了した者」とあるのは「修了した者又は国土交通大臣が申請により指定した第二百二条第一項の本邦航空運送事業者により航空英語に関する知識及び能力を有すると判定された者」とする。

9 第二十九条第一項中「又は国土交通大臣」とあるのは「若しくは国土交通大臣」と、「修了した者」とあるのは「修了した者又は国土交通大臣が申請により指定した第二百二条第一項の本邦航空運送事業者により航空英語に関する知識及び能力を有すると判定された者」とする。

10 第二十九条第一項中「又は国土交通大臣」とあるのは「若しくは国土交通大臣」と、「修了した者」とあるのは「修了した者又は国土交通大臣が申請により指定した第二百二条第一項の本邦航空運送事業者により航空英語に関する知識及び能力を有すると判定された者」とする。

11 第二十九条第一項中「又は国土交通大臣」とあるのは「若しくは国土交通大臣」と、「修了した者」とあるのは「修了した者又は国土交通大臣が申請により指定した第二百二条第一項の本邦航空運送事業者により航空英語に関する知識及び能力を有すると判定された者」とする。

12 第二十九条第一項中「又は国土交通大臣」とあるのは「若しくは国土交通大臣」と、「修了した者」とあるのは「修了した者又は国土交通大臣が申請により指定した第二百二条第一項の本邦航空運送事業者により航空英語に関する知識及び能力を有すると判定された者」とする。

13 第二十九条第一項中「又は国土交通大臣」とあるのは「若しくは国土交通大臣」と、「修了した者」とあるのは「修了した者又は国土交通大臣が申請により指定した第二百二条第一項の本邦航空運送事業者により航空英語に関する知識及び能力を有すると判定された者」とする。

14 第二十九条第一項中「又は国土交通大臣」とあるのは「若しくは国土交通大臣」と、「修了した者」とあるのは「修了した者又は国土交通大臣が申請により指定した第二百二条第一項の本邦航空運送事業者により航空英語に関する知識及び能力を有すると判定された者」とする。

15 第二十九条第一項中「又は国土交通大臣」とあるのは「若しくは国土交通大臣」と、「修了した者」とあるのは「修了した者又は国土交通大臣が申請により指定した第二百二条第一項の本邦航空運送事業者により航空英語に関する知識及び能力を有すると判定された者」とする。

16 第二十九条第一項中「又は国土交通大臣」とあるのは「若しくは国土交通大臣」と、「修了した者」とあるのは「修了した者又は国土交通大臣が申請により指定した第二百二条第一項の本邦航空運送事業者により航空英語に関する知識及び能力を有すると判定された者」とする。

17 第二十九条第一項中「又は国土交通大臣」とあるのは「若しくは国土交通大臣」と、「修了した者」とあるのは「修了した者又は国土交通大臣が申請により指定した第二百二条第一項の本邦航空運送事業者により航空英語に関する知識及び能力を有すると判定された者」とする。

しくは一部の停止を命じ、又はその第五項の規定による指定を取り消すことができる。

第八十三条の次に次の二条を加える。

(特別な方式による航行)

第八十三条の一 航空機は、国土交通大臣の許可を受けなければ、他の航空機との垂直方向の間隔を縮小する方式による飛行その他の国土交通省令で定める特別な方式による航行を行つてはならない。

第九十四条中「又は航空交通管制圏」を「航空交通管制圏又は航空交通情報圏」に改める。

第九十四条の二第一項中「又は」を「若しくは」に改め、「と/or」の下に「又は国土交通省令で定める高さ以上の空域」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 國土交通大臣は、特別管制空域ごとに、前項の規定による規制が適用される時間を告示で指定することができる。

第九十五条の次に次の見出し及び二条を加える。

(航空交通の管理)

第九十五条の二 国土交通大臣は、空域の適正な利用及び安全かつ円滑な航空交通の確保を図るため、第九十六条及び第九十七条に規定するものほか、空域における航空交通及び気象の状況を考慮した飛行経路の設定並びに交通量の監視及び調整、これらに関する情報の国土交通省令で定める国内定期航空運送事業その他の航空運送事業を經營する者(以下「国内定期航空運送事業者等」という。)への提供その他必要な措置を講ずるものとする。

第九十五条第一項中「航空交通の安全」を「安全」を「行わなければ」に改め、同項第六号中「おける第九十五条の二第一項ただし書」を「又は第九十九条第一項中「左に」を「次に」に、「行なう」を「行う」に、「連絡したうえ」を「連絡した上」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同項第六号中「おける第九十五条の二第一項ただし書」を「又は第九

2 國土交通大臣は、前項の措置を講ずるに際しては、関係行政機関の長及び国内定期航空運送事業者等と相互に緊密に連絡し、及び協力するものとする。

3 第一項の規定により国土交通大臣から情報の提供を受けた国内定期航空運送事業者等は、他の航空機の飛行計画その他の航空機の航行の安全に影響を及ぼすおそれがある国土交通省令で定める情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

4 航空機は、前項各号に掲げる航行を行つてはならない飛行」の下に「国土交通省令で定める飛行を除く。」を加え、同条に次の三項を加える。

3 第一項の規定により国土交通大臣から情報の提供を受けた国内定期航空運送事業者等は、他の航空機の飛行計画その他の航空機の航行の安全に影響を及ぼすおそれがある国土交通省令で定める情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

十四条の二第一項の国土交通省令で定める高さ以上の空域における同項ただし書」に改め、「によらる」を停止することができる。

2 國土交通省令で定める飛行を行つてはならない飛行」の下に「国土交通省令で定める飛行を除く。」を加え、同条に次の三項を加える。

3 國土交通省令で定める飛行を行つてはならない飛行」の下に「国土交通省令で定める飛行を除く。」を加え、同条に次の三項を加える。

合として国土交通省令で定める場合は、この限りではない。

二 民間訓練試験空域における計器飛行方式による航行

3 國土交通省令で定める飛行を行つてはならない飛行」の下に「国土交通省令で定める飛行を除く。」を加え、同条に次の三項を加える。

する規程は、新法の適用については、当該認定が効力を有する間は、同項の認可を受けた業務規程とみなす。

第三条 新法第八十三条の二の許可、新法第九十五条の三の承認及び新法第九十九条の二第一項ただし書の許可(同項本文に規定する航空交通情報圏における行為に係るものに限る。)並びにこれらの規定の例により、この法律の施行前においても行うことができる。

(処分、手続等の効力に関する経過措置)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律(附則第一条第一項各号に掲げる規定については、当該各規定。以下同じ。)の施行前に旧法(これに基づく命令を含む。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、新法(これに基づく命令を含む。)中相当する規定があるものは、これらの規定によつてした処分、手続その他の行為とみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第六条 附則第一条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に必要となる経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(国會議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部改正)

第七条 国會議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律

る法律(昭和二十二年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「第二条第十八項」を「第二条第十九項」に改める。

(貨物利用運送事業法の一部改正)

第八条 貨物利用運送事業法(平成元年法律第八十二条)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「第二条第十六項」を「第二一条第十七項」に改める。

(国土交通省設置法の一部改正)

第九条 國土交通省設置法(平成十一年法律第一百号)の一部を次のように改正する。

第四十条第一項中「掲げる事務」の下に「の全部又は一部を」を加え、同条第二項中「及び位置」を「位置及び所掌事務」に改める。

審査報告書

中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十七年四月五日

経済産業委員長 佐藤 昭郎

参議院議長 扇 千景殿

一 中小企業施策の実施に当たつては、改正内容の趣旨にかんがみ、利用者の立場に立つた分かりやすく利用しやすいものとすること。また、近時の中小企業の国際化にかんがみ、中小企業者に対する必要な情報の提供、相談・支援体制の充実に努めること。

右決議する。

五

地方公共団体に対し、地方公共団体の契約の発注に当たつては、「中小企業者に関する国等の契約の方針」の趣旨に沿い、中小企業者の受注の増大に努めるよう要請すること。

四

中小企業の技術開発を支援するSBIR制度(中小企業技術革新制度)については、より多くの中小企業者が活用できるよう同制度の対象範囲を拡大するとともに、中小企業者が活用しやすい制度に向けた改善を図ること。

たつては、比較的小規模の中小企業者に広く活用されるよう適切な人材を登用する等体制の整備に努めること。

三 我が国経済において重要な役割を担う中小企業の経営基盤を強化するため、エンジエル税制等中小企業関係税制の拡充に引き続き努めるとともに、中小企業の資金調達の円滑化を図るために、個人保証に依存しない融資の拡大や証券化事業の拡充等債券市場を通じた資金調達が確保されるよう環境の整備に努めること。

二 本法施行に要する経費として、平成十七年度一般会計予算(經濟産業省所管)に約百九億円が計上されている。

一、費用

本法施行に要する経費として、平成十七年度一般会計予算(經濟産業省所管)に約百九億円が計上されている。

附帯決議

一、費用

近年、グローバル化の進展による市場競争の激化及び企業の取引慣行の変化等により、企業の経営環境が大きく変化している現状にかんがみ、中小企業が我が国経済の活力の源泉として新たな事業活動への積極的な取組を推進することができるよう、政府は、本法施行に当たり、次の諸点に留意すべきである。

一 中小企業施策の実施に当たつては、改正内容の趣旨にかんがみ、利用者の立場に立つた分かりやすく利用しやすいものとすること。また、近時の中小企業の国際化にかんがみ、中小企業者に対する必要な情報の提供、相談・支援体制の充実に努めること。

右決議する。

五

中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

二 異分野連携新事業分野開拓に関する計画については、中小企業者に分かりやすい認定基準を策定するとともに、可能な限り弾力的な計画の認定を行うこと。

平成十七年三月十七日

衆議院議長 河野 洋平

また、新連携支援地域戦略会議の運営に当たつては、比較的小規模の中小企業者に広く活用されるよう適切な人材を登用する等体制の整備に努めること。

三 我が国経済において重要な役割を担う中小企業の経営基盤を強化するため、エンジエル税制等中小企業関係税制の拡充に引き続き努めるとともに、中小企業の資金調達の円滑化を図るために、個人保証に依存しない融資の拡大や証券化事業の拡充等債券市場を通じた資金調達が確保されるよう環境の整備に努めること。

二 本法施行に要する経費として、平成十七年度一般会計予算(經濟産業省所管)に約百九億円が計上されている。

一、費用

本法施行に要する経費として、平成十七年度一般会計予算(經濟産業省所管)に約百九億円が計上されている。

附帯決議

一、費用

近年、グローバル化の進展による市場競争の激化及び企業の取引慣行の変化等により、企業の経営環境が大きく変化している現状にかんがみ、中小企業が我が国経済の活力の源泉として新たな事業活動への積極的な取組を推進することができるよう、政府は、本法施行に当たり、次の諸点に留意すべきである。

一 中小企業施策の実施に当たつては、改正内容の趣旨にかんがみ、利用者の立場に立つた分かりやすく利用しやすいものとすること。また、近時の中小企業の国際化にかんがみ、中小企業者に対する必要な情報の提供、相談・支援体制の充実に努めること。

右決議する。

五

中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

二 異分野連携新事業分野開拓に関する計画については、中小企業者に分かりやすい認定基準を策定するとともに、可能な限り弾力的な計画の認定を行うこと。

平成十七年三月十七日

衆議院議長 河野 洋平

また、新連携支援地域戦略会議の運営に当たつては、比較的小規模の中小企業者に広く活用されるよう適切な人材を登用する等体制の整備に努めること。

三 我が国経済において重要な役割を担う中小企業の経営基盤を強化するため、エンジエル税制等中小企業関係税制の拡充に引き続き努めるとともに、中小企業の資金調達の円滑化を図るために、個人保証に依存しない融資の拡大や証券化事業の拡充等債券市場を通じた資金調達が確保されるよう環境の整備に努めること。

二 本法施行に要する経費として、平成十七年度一般会計予算(經濟産業省所管)に約百九億円が計上されている。

一、費用

本法施行に要する経費として、平成十七年度一般会計予算(經濟産業省所管)に約百九億円が計上されている。

附帯決議

一、費用

近年、グローバル化の進展による市場競争の激化及び企業の取引慣行の変化等により、企業の経営環境が大きく変化している現状にかんがみ、中小企業が我が国経済の活力の源泉として新たな事業活動への積極的な取組を推進することができるよう、政府は、本法施行に当たり、次の諸点に留意すべきである。

一 中小企業施策の実施に当たつては、改正内容の趣旨にかんがみ、利用者の立場に立つた分かりやすく利用しやすいものとすること。また、近時の中小企業の国際化にかんがみ、中小企業者に対する必要な情報の提供、相談・支援体制の充実に努めること。

右決議する。

五

中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

二 異分野連携新事業分野開拓に関する計画については、中小企業者に分かりやすい認定基準を策定するとともに、可能な限り弾力的な計画の認定を行うこと。

平成十七年三月十七日

衆議院議長 河野 洋平

また、新連携支援地域戦略会議の運営に当たつては、比較的小規模の中小企業者に広く活用されるよう適切な人材を登用する等体制の整備に努めること。

三 我が国経済において重要な役割を担う中小企業の経営基盤を強化するため、エンジエル税制等中小企業関係税制の拡充に引き続き努めるとともに、中小企業の資金調達の円滑化を図るために、個人保証に依存しない融資の拡大や証券化事業の拡充等債券市場を通じた資金調達が確保されるよう環境の整備に努めること。

二 本法施行に要する経費として、平成十七年度一般会計予算(經濟産業省所管)に約百九億円が計上されている。

一、費用

本法施行に要する経費として、平成十七年度一般会計予算(經濟産業省所管)に約百九億円が計上されている。

附帯決議

一、費用

近年、グローバル化の進展による市場競争の激化及び企業の取引慣行の変化等により、企業の経営環境が大きく変化している現状にかんがみ、中小企業が我が国経済の活力の源泉として新たな事業活動への積極的な取組を推進することができるよう、政府は、本法施行に当たり、次の諸点に留意すべきである。

一 中小企業施策の実施に当たつては、改正内容の趣旨にかんがみ、利用者の立場に立つた分かりやすく利用しやすいものとすること。また、近時の中小企業の国際化にかんがみ、中小企業者に対する必要な情報の提供、相談・支援体制の充実に努めること。

右決議する。

五

中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

二 異分野連携新事業分野開拓に関する計画については、中小企業者に分かりやすい認定基準を策定するとともに、可能な限り弾力的な計画の認定を行うこと。

平成十七年三月十七日

衆議院議長 河野 洋平

また、新連携支援地域戦略会議の運営に当たつては、比較的小規模の中小企業者に広く活用されるよう適切な人材を登用する等体制の整備に努めること。

三 我が国経済において重要な役割を担う中小企業の経営基盤を強化するため、エンジエル税制等中小企業関係税制の拡充に引き続き努めるとともに、中小企業の資金調達の円滑化を図るために、個人保証に依存しない融資の拡大や証券化事業の拡充等債券市場を通じた資金調達が確保されるよう環境の整備に努めること。

二 本法施行に要する経費として、平成十七年度一般会計予算(經濟産業省所管)に約百九億円が計上されている。

一、費用

本法施行に要する経費として、平成十七年度一般会計予算(經濟産業省所管)に約百九億円が計上されている。

附帯決議

一、費用

近年、グローバル化の進展による市場競争の激化及び企業の取引慣行の変化等により、企業の経営環境が大きく変化している現状にかんがみ、中小企業が我が国経済の活力の源泉として新たな事業活動への積極的な取組を推進することができるよう、政府は、本法施行に当たり、次の諸点に留意すべきである。

一 中小企業施策の実施に当たつては、改正内容の趣旨にかんがみ、利用者の立場に立つた分かりやすく利用しやすいものとすること。また、近時の中小企業の国際化にかんがみ、中小企業者に対する必要な情報の提供、相談・支援体制の充実に努めること。

右決議する。

五

中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

二 異分野連携新事業分野開拓に関する計画については、中小企業者に分かりやすい認定基準を策定するとともに、可能な限り弾力的な計画の認定を行うこと。

平成十七年三月十七日

衆議院議長 河野 洋平

また、新連携支援地域戦略会議の運営に当たつては、比較的小規模の中小企業者に広く活用されるよう適切な人材を登用する等体制の整備に努めること。

三 我が国経済において重要な役割を担う中小企業の経営基盤を強化するため、エンジエル税制等中小企業関係税制の拡充に引き続き努めるとともに、中小企業の資金調達の円滑化を図るために、個人保証に依存しない融資の拡大や証券化事業の拡充等債券市場を通じた資金調達が確保されるよう環境の整備に努めること。

二 本法施行に要する経費として、平成十七年度一般会計予算(經濟産業省所管)に約百九億円が計上されている。

一、費用

本法施行に要する経費として、平成十七年度一般会計予算(經濟産業省所管)に約百九億円が計上されている。

附帯決議

一、費用

近年、グローバル化の進展による市場競争の激化及び企業の取引慣行の変化等により、企業の経営環境が大きく変化している現状にかんがみ、中小企業が我が国経済の活力の源泉として新たな事業活動への積極的な取組を推進することができるよう、政府は、本法施行に当たり、次の諸点に留意すべきである。

一 中小企業施策の実施に当たつては、改正内容の趣旨にかんがみ、利用者の立場に立つた分かりやすく利用しやすいものとすること。また、近時の中小企業の国際化にかんがみ、中小企業者に対する必要な情報の提供、相談・支援体制の充実に努めること。

右決議する。

五

中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

二 異分野連携新事業分野開拓に関する計画については、中小企業者に分かりやすい認定基準を策定するとともに、可能な限り弾力的な計画の認定を行うこと。

平成十七年三月十七日

衆議院議長 河野 洋平

また、新連携支援地域戦略会議の運営に当たつては、比較的小規模の中小企業者に広く活用されるよう適切な人材を登用する等体制の整備に努めること。

三 我が国経済において重要な役割を担う中小企業の経営基盤を強化するため、エンジエル税制等中小企業関係税制の拡充に引き続き努めるとともに、中小企業の資金調達の円滑化を図るために、個人保証に依存しない融資の拡大や証券化事業の拡充等債券市場を通じた資金調達が確保されるよう環境の整備に努めること。

二 本法施行に要する経費として、平成十七年度一般会計予算(經濟産業省所管)に約百九億円が計上されている。

一、費用

本法施行に要する経費として、平成十七年度一般会計予算(經濟産業省所管)に約百九億円が計上されている。

附帯決議

一、費用

近年、グローバル化の進展による市場競争の激化及び企業の取引慣行の変化等により、企業の経営環境が大きく変化している現状にかんがみ、中小企業が我が国経済の活力の源泉として新たな事業活動への積極的な取組を推進することができるよう、政府は、本法施行に当たり、次の諸点に留意すべきである。

一 中小企業施策の実施に当たつては、改正内容の趣旨にかんがみ、利用者の立場に立つた分かりやすく利用しやすいものとすること。また、近時の中小企業の国際化にかんがみ、中小企業者に対する必要な情報の提供、相談・支援体制の充実に努めること。

右決議する。

五

中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

二 異分野連携新事業分野開拓に関する計画については、中小企業者に分かりやすい認定基準を策定するとともに、可能な限り弾力的な計画の認定を行うこと。

平成十七年三月十七日

衆議院議長 河野 洋平

また、新連携支援地域戦略会議の運営に当たつては、比較的小規模の中小企業者に広く活用されるよう適切な人材を登用する等体制の整備に努めること。

三 我が国経済において重要な役割を担う中小企業の経営基盤を強化するため、エンジエル税制等中小企業関係税制の拡充に引き続き努めるとともに、中小企業の資金調達の円滑化を図るために、個人保証に依存しない融資の拡大や証券化事業の拡充等債券市場を通じた資金調達が確保されるよう環境の整備に努めること。

二 本法施行に要する経費として、平成十七年度一般会計予算(經濟産業省所管)に約百九億円が計上されている。

一、費用

本法施行に要する経費として、平成十七年度一般会計予算(經濟産業省所管)に約百九億円が計上されている。

附帯決議

一、費用

近年、グローバル化の進展による市場競争の激化及び企業の取引慣行の変化等により、企業の経営環境が大きく変化している現状にかんがみ、中小企業が我が国経済の活力の源泉として新たな事業活動への積極的な取組を推進することができるよう、政府は、本法施行に当たり、次の諸点に留意すべきである。

一 中小企業施策の実施に当たつては、改正内容の趣旨にかんがみ、利用者の立場に立つた分かりやすく利用しやすいものとすること。また、近時の中小企業の国際化にかんがみ、中小企業者に対する必要な情報の提供、相談・支援体制の充実に努めること。

右決議する。

五

中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

二 異分野連携新事業分野開拓に関する計画については、中小企業者に分かりやすい認定基準を策定するとともに、可能な限り弾力的な計画の認定を行うこと。

平成十七年三月十七日

衆議院議長 河野 洋平

また、新連携支援地域戦略会議の運営に当たつては、比較的小規模の中小企業者に広く活用されるよう適切な人材を登用する等体制の整備に努めること。

三 我が国経済において重要な役割を担う中小企業の経営基盤を強化するため、エンジエル税制等中小企業関係税制の拡充に引き続き努めるとともに、中小企業の資金調達の円滑化を図るために、個人保証に依存しない融資の拡大や証券化事業の拡充等債券市場を通じた資金調達が確保されるよう環境の整備に努めること。

二 本法施行に要する経費として、平成十七年度一般会計予算(經濟産業省所管)に約百九億円が計上されている。

一、費用

本法施行に要する経費として、平成十七年度一般会計予算(經濟産業省所管)に約百九億円が計上されている。

附

中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律案

中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律
八号)の一部を次のように改正する。

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律

目次を次のように改める。

第一条 総則(第一条—第三条)

第二章 創業及び新規中小企業の事業活動の促進(第三条の二—第八条)

第三章 中小企業の経営革新及び異分野連携新事業分野開拓の促進

第一節 経営革新(第九条・第十条)

第二節 異分野連携新事業分野開拓(第十一条・第十二条)

第三節 支援措置(第十三条—第十五条)

第四章 中小企業の新たな事業活動の促進のための基盤整備

第一節 経営基盤強化の支援(第十六条—第十八条)

第二節 新技術を利用した事業活動の支援
(第十九条—第二十四条)

第三節 地域産業資源を活用して行う事業環境の整備(第二十五条—第三十一条)

第四節 雜則(第三十二条)

第五章 雜則(第三十三条—第三十八条)

第六章 罰則(第三十九条—第四十一条)

附則

第一条を次のように改める。

(目的)

第一条 この法律は、中小企業の創意ある成長発展が経済の活性化に果たす役割的重要性にかんがみ、創業及び新たに設立された企業の事業活動の支援並びに中小企業の経営革新及び異分野の中小企業の連携による新事業分野開拓の支援を行うとともに、地域におけるこれらの活動に資する事業環境を整備すること等により、中小企業の新たな事業活動の促進を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

第二条

第三条

第四条

第五条

第六条

第七条

第八条

第九条

第十条

第十二条

第十四条

第十五条

第十六条

第十七条

第十八条

第十九条

第二十条

第二十一条

第二十二条

第二十三条

第二十四条

第二十五条

第二十六条

第二十七条

第二十八条

第二十九条

第三十条

第三十一条

第三十二条

2 この法律において「創業者」とは、次に掲げる者(第三号に掲げる者にあっては、中小企業者に限る。)をいう。

一 事業を営んでいない個人であつて、一月以内に新たに事業を開始する具体的な計画を有するもの(次号に掲げるものを除く。)

二 事業を営んでいない個人であつて、二月以内に新たに会社を設立し、かつ、当該新たに設立される会社が事業を開始する具体的な計画を有するもの

三 会社であつて、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立し、かつ、当該新たに設立される会社が事業を開始する具体的な計画を有するもの

4 この法律において「新規中小企業者」とは、中小企業者であつて、国等から経済産業大臣及び各省各庁の長等(国については財政省(昭和二年法律第三十四号)第二十条第二項に規定する各省各府の長、特定独立行政法人等についてはその主務大臣をいう。以下同じ。)が次条第一項に規定する基本方針における同条第二項第三号イ(1)に掲げる事項に照らして適切であるものとして指定する新技術補助金等(以下「特定補助金等」という。)を交付されたものをいう。

5 この法律において「新事業支援機関」とは、都道府県又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百五十二条の十九第一項の指定都市第二十五条において「指定都市」という。)の区域において、新たな事業活動を行う者に対し、技術に関する研究開発及びその成果の移転

6 この法律において「異分野連携新事業分野開拓」とは、その行う事業の分野を異にする事業者が有機的に連携し、その経営資源(設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいう。以下同じ。)を有効

に組み合わせて、新事業活動を行うことにより、新たな事業分野の開拓を図ることをいう。

7 この法律において「新事業支援機関」とは、國及び独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第十一條第二項において同じ。)その他特別の法律によって設立された法人であつて新技术に関する研究開発のための補助金、委託費その他相当の反対給付を受けない給付金(以下この章において「新技術補助金等」という。)を交付するものとして政令で定めるもの(次項において「特定独立行政法人等」という。)をいう。

8 この法律において「国等」とは、國及び独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第十一條第二項において同じ。)その他特別の法律によって設立された法人であつて新技术に関する研究開発のための補助金、委託費その他相当の反対給付を受けない給付金(以下この章において「新技術補助金等」という。)を交付するものとして政令で定めるもの(次項において「特定独立行政法人等」という。)をいう。

定する事業環境整備構想において定められるものについて。

この法律において「高度技術産学連携地域」とは、技術革新の進展に即応した高度な産業技術(以下「高度技術」という。)の研究開発を行い、又はこれを製品の開発、生産若しくは販売若しくは役務の開発若しくは提供に利用する事業者(以下この項において「特定事業者」という。)及び高度技術の研究開発に申し事業者と連携する大学その他の研究機関が相当数存在しており、特定事業者と当該研究機関との相互の交流を通じて当該特定事業者が有する技術と当該研究機関が有する高度技術に関するそれぞれの知識の融合が図られることにより、新たな事業活動が相当程度促進されることが見込まれる地域をいう。

第二章の章名を削る。

第三条の見出しを「(基本方針)」に改め、同条第一項中「経済産業大臣」を「主務大臣」に、「中小企業の経営革新に関する指針」を「中小企業の新たな事業活動の促進に関する基本方針」に、「経営革新指針」を「基本方針」に改め、同項名号を次のように改める。

一 創業及び新規中小企業の事業活動の促進に関する次に掲げる事項

イ 創業及び新規中小企業の事業活動の促進に関する基本的な方向

ロ 創業及び新規中小企業の事業活動の促進に当たつて配慮すべき事項

二 中小企業の経営革新及び異分野連携新事業分野開拓の促進に関する次に掲げる事項

イ 経営革新に関する次に掲げる事項

- (1) 経営革新の内容に関する事項
- (2) 経営革新の実施方法に関する事項
- (3) 経営革新の促進に当たつて配慮すべき事項

合的な支援体制(以下「新事業支援体制」という。)の整備に関する事項

(2) 高度技術産学連携地域の活用に関する事項

事項

- (1) 異分野連携新事業分野開拓に関する次に掲げる事項
- (2) 異分野連携新事業分野開拓の内容に関する事項
- (3) 異分野連携新事業分野開拓における連携に関する事項
- (4) 異分野連携新事業分野開拓のために提供される経営資源の内容及びその組合せに関する事項

第三条第三項中「経済産業大臣」を「主務大臣」に、「経営革新指針」を「基本方針」に、「中小企業者の事業を所管する大臣」を「あらかじめ、関係行政機関の長」に改め、同条第四項中「経済産業大臣」を「主務大臣」に、「経営革新指針」を「基本方針」に改める。

第二十条第一項中「第十六条」を「第三十五条」に改め、第五章中同条を第三十九条とする。

第五章を第六章とする。

第四章中第十九条を第三十八条とする。

第十八条を削る。

第十七条第一項中「定める行政庁」を「定める都道府県知事又は大臣」に改め、同項第一号中「第五号」を「第七号」に改め、同項第二号中「第二条第一項第六号」を「第二条第一項第八号」に改め、同項第三号口中「第二条第二項」を「第二条第四項」に改め、同条第二項中「第四条第一項」を「第九条第一項」に改め、第五条第一項」を「第十条第一項」に改め、同条を第三十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

(主務大臣)

(1) 新技術補助金等のうち国等が中小企業者及び事業を営んでいない個人(第四章第二節において「中小企業者等」という。)に対して支出の機会の増大を図るべきもの的内容に関する事項

(2) 特定補助金等に係る研究開発及びその成果を利用した事業活動の支援を行うに当たつて配慮すべき事項

口 次に掲げる事項につき、第二十五条第一項に規定する事業環境整備構想の指針となるべきもの

(1) 適切な支援事業を行うために必要な総

び技能の向上を図る支援事業を行う新事業支援機関に係る部分については経済産業大臣及び厚生労働大臣とし、その他の部分については経済産業大臣とする。

2 第十一条第一項及び第三項(第十二条第四項において準用する場合を含む)、第十二条第一項から第三項まで、第三十四条第二項並びに第

三十五条(認定異分野連携新事業分野開拓計画の実施状況に係るものに限る)における主務大臣は、経済産業大臣及び認定異分野連携新事業

分野開拓計画に従つて行われる異分野連携新事業分野開拓に係る事業を所管する大臣とする。

3 第十六条第一項、第三項(第十七条第三項において準用する場合を含む)及び第四項、第

七条第一項及び第二項並びに第三十五条(承認経営基盤強化計画の実施状況に係るものに限る。)における主務大臣は、経済産業大臣及び特

定業種に属する事業を所管する大臣とする。

4 第十一条第一項並びに第十二条第一項及び第二項における主務省令は、第二項に規定する主

務大臣が共同で発する命令とする。

第十六条中「主務大臣は」の下に「認定異分野連

携新事業分野開拓計画に従つて異分野連携新事業

分野開拓に係る事業を行う者及び「又は」の下に「認定異分野連携新事業分野開拓計画若しくは」を加え、同条を第三十五条とする。

第十五条第三項中「国は」の下に「認定異分野連

携新事業分野開拓計画に従つて行われる異分野連

携新事業分野開拓に係る事業及び「係る」を「従つて行われる」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「係る」を「従つて行われる」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次

第三十七条 第三条第一項、第三項及び第四項における主務大臣は、基本方針のうち、同条第二項第一号に掲げる事項のうち第二条第二項第一号及び第二号に掲げる創業者に係る部分については経済産業大臣、総務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣、第三条第二項第三号口(1)に掲げる事項のうち労働者の知識及

官 報 (号 外)

- 三 高度技術産学連携地域の区域及びその活用に関する事項

都道府県は、事業環境整備構想を作成しようとするときは、関係市町村に協議しなければならない。

指定都市は、事業環境整備構想を作成しようとするときは、関係道府県に協議しなければならない。

都道府県等は、事業環境整備構想を作成しようとするときは、国に対し、助言を求めることができる。

都道府県等は、事業環境整備構想を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

都道府県等が、第一項の規定により作成した事業環境整備構想を変更又は廃止するときは、第三項から前項までの規定を準用する。

(中核的支援機関の認定)

第二十六条 都道府県等は、当該都道府県等の区域において、新事業支援機関のうち政令で定める支援事業を行う者であつて新事業支援体制の中心として適切かつ確実に機能すると認められるもの(以下この節において「中核的支援機関」という。)を、その申請により、一を限つて認定することができる。

都道府県等は、前項の規定による認定をする際には、経済産業大臣に協議し、その同意を得なければならない。

経済産業大臣は、中核的支援機関が次の各号

に該当するものであると認めるときは、同意をするものとする。

- に該当するものであると認めるときは、同意をするものとする。

一 基本方針に適合するものであること。

二 第一項の政令で定める支援事業を円滑に行うため、基金の設置その他の措置により健全な経理的基礎を有すること。

3 都道府県等は、第一項の規定による認定をしたときは、中核的支援機関の名称、住所及び事務所の所在地を公表しなければならない。

4 中核的支援機関は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更したときは、遅滞なく、その旨を都道府県等に届け出なければならない。

5 都道府県等は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公表しなければならない。

(認定中核的支援機関の業務等)

第二十七条 前条第二項の規定による同意を得た同条第一項の認定に係る中核的支援機関(以下この節において「認定中核的支援機関」という。)は、その支援事業を適切かつ確實に実施しなければならない。

2 都道府県等は、認定中核的支援機関が前項の規定を遵守していないと認めるときは、当該事業の改善に関する命令、前条第一項の認定の取消しその他必要な措置をとることができる。

3 都道府県等は、前項の規定により認定を取り消したときは、その旨を公表しなければならない。

(小規模企業者等設備導入資金助成法に関する特例)

第二十八条 小規模企業者等設備導入資金助成法(昭和三十一年法律第百十五号)第二条第四項に

規定する貸与機関が、認定中核的支援機関の地位を兼ねる場合における同法第十四条の規定の適用については、同条第一号中「全額」とあるのは、「三分の一以上」とする。

(独立行政法人情報処理推進機構の行う情報関連人材育成推進業務)

- 第三十九条 独立行政法人情報処理推進機構(以下この節において「情報処理推進機構」という。)は、新たな事業活動を促進するため、次に掲げる業務を行ふ。

一 情報処理(情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号、以下この条において「情報処理促進法」という。)第二条第一項に規定する情報処理をいう。次条において同じ。)に関する必要な知識及び技能の向上を図る事業であつて、プログラム(情報処理促進法第二条第二項に規定するプログラムをいいう。)の作成又は電子計算機の利用に係る能力を開発し、向上させるものとして経済産業省令・厚生労働省令で定めるもの(以下この節において「情報関連人材育成事業」という。)を行う新事業支援機関に対する次のイ及びロの業務

イ 情報関連人材育成事業に必要な教材を開発し、及びその開発に係る教材を提供すること。

ロ 情報関連人材育成事業の実施に関し、指導及び助言を行うこと。

二 情報関連人材育成事業の円滑な実施に関する調査を行い、及びその成果を普及すること。

三 前二号の業務に附帯する業務

前項の規定により情報処理推進機構が業務を

行う場合には、情報処理促進法第十二条第二項中「又は第二十三条第一項の信用基金に充てるため」とあるのは「第二十三条第一項の信用基金に充てるため又は中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二十九条第一項第一号イに掲げる業務（以下「教材開発業務」という。）に必要な資金に充てるため」と、「又は第二十三条第一項の信用基金の」とあるのは「第二十三条第一項の信用基金又は教材開発業務に必要な資金の」と、情報処理促進法第二十四条第二項中「並びに前条第一項の信用基金に係る出資」とあるのは「前条第一項の信用基金に係る出資並びに教材開発業務に係る出資」と、情報処理促進法第二十五条第一項中「並びに第二十三条第一項の信用基金に係る各出資者」とあるのは「第二十三条第一項の信用基金に係る各出資者並びに教材開発業務に係る各出資者」とす

- を行う場合には、情報処理促進法第二十六条の規定にかかわらず、独立行政法人通則法第十九条第五項、第二十八条第一項、第二十九条第一項、第三十条第一項及び第四项、第三十一条第一項、第三十三条、第三十五条第一項、第三十八条第一項、第二項及び第四项、第四十五条第一項ただし書及び第二项ただし書、第六十四条第一項、第六十五条第一項及び第二項、第七条（同条第一号の場合及び同条第二号の場合）（同法第三十条第一項又は第四十五条第一項ただし書若しくは第二項ただし書の規定による認可をしようとするときに限る。）に係るものに限り（）並びに第七十七条第一号、第二号及び第五号の主務大臣は経済産業大臣（中小企業の新た

	2 いては、この限りでない。
2 認定中小企業者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。	
3 主務大臣は、前条第一項の認定に係る異分野連携新事業分野開拓計画(前二項の規定による「認定異分野連携新事業分野開拓計画」という。)に従つて異分野連携新事業分野開拓に係る事業が行われていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。	
4 前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。	
第四条第一項中「組合等(以下)の下に「この」の節及び附則第四条第一項において」を加え、「第二条第一項第六号から第八号まで」を「第二条第一項第六号から第八号まで」に改め、同条第三項第一号中「経営革新指針」を「基本方針」に改め、同条を第九条とし、同条の前に次の章名及び節名を付する。	
第三章 中小企業の経営革新及び異分野連携新事業分野開拓の促進	
第一節 経営革新	
第三条の次に次の章を加える。	
第二章 創業及び新規中小企業の事業活動の促進 (最低資本金に関する特例)	
第三条の一 第二条第二項第二号に掲げる創業者(当該創業者に該当することにより、確認の申請書を業省令で定めるところにより、確認の申請書を提出して、その確認を受けた者に限る。)が当該確認の日から二月を経過する日までに設立する	
当該確認に係る株式会社で、その設立の時における資本の額が千万円に満たないもの(以下「確認株式会社」という。)については、商法(明治三十二年法律第四百八十八号)第一百六十八条规定は、その設立の日から五年間(資本の額を一千万円以上としたときは、その日まで)は、適用しない。	
2 前項に規定する創業者が同項の確認の日から二月を経過する日までに設立する当該確認に係る有限会社で、その設立の時における資本の総額が三百万円に満たないもの(以下「確認有限会社」という。)については、有限会社法(昭和十三年法律第七十四号)第九条の規定は、その設立の日から五年間(資本の総額を三百万円以上としたときは、その日まで)は、適用しない。 (確認の取消し)	
第三条の二 経済産業大臣は、前条第一項の確認を受けた者について、偽りその他不正の手段によりその確認を受けたことが判明したときは、その確認を取り消すことができる。 (定款への記載)	
第三条の四 確認株式会社の定款には、商法第六十六条第一項各号に掲げる事項のほか、当該確認株式会社は第三条の十九第一項各号に掲げる事由により解散する旨を記載し、又は記録しなければならない。	
2 確認有限会社の定款には、有限会法第六条第一項各号に掲げる事項のほか、当該確認有限会社は第三条の十九第二項各号に掲げる事由により解散する旨を登記しなければならない。	
3 確認有限会社の設立の登記においては、有限会法第十三条第二項各号に掲げる事項のほか、当該確認有限会社は第三条の十九第二項各号に掲げる事由により解散する旨を登記しなければならない。	
4 確認有限会社の設立の登記の申請書についての商業登記法第九十五条第六号の規定の適用については、同号中「払込みを取り扱つた銀行又は信託会社の払込みの保管に関する証明書」とあるのは、「商法第八十条第十号の規定の適用については、同号中「払込みを取り扱つた銀行又は信託会社の払込みがあつたことを証する書面及び中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第三条の二第一項の確認を受けたことを証する書面」とする。 (現物出資等の調査の特例)	
第三条の七 確認株式会社を設立する場合における商法第一百六十八条第一項第五号及び第六号に掲げる事項の調査に係る検査役の選任についての同法第一百八十二条第二項において準用する場合を含む。以下の項において同じ。)の規定の適用については、同号中「資本ノ五分ノ一ヲ超エズ且五百万円ヲ超エザル場合」とあるのは、「二百万円ヲ超エザル場合」とする。	
2 確認有限会社を設立する場合における有限会法第七条第二号及び第三号に掲げる事項の調査に係る検査役の選任についての同法第十二条第二項の規定の適用については、同号中「解散する旨を記載し、又は記録しなければならない。	

(書面の提出等)

第三条の九 確認株式会社及び確認有限会社は、成立したときは、直ちに、当該会社の商号、成立の年月日その他の経済産業省令で定める事項について記載した書面を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 確認株式会社(資本の額を千万円以上としたものを除く。第三条の十九第一項を除き、以下同じ)及び確認有限会社(資本の総額を三百万円以上としたものを除く。同条第二項を除き、以下同じ)は、前項の規定により提出した書面に記載された事項に変更があつたときは、遅滞なく、変更に係る事項を記載した書面を経済産業大臣に提出しなければならない。

3 経済産業大臣は、経済産業省令で定めることろにより、前二項の書面を経済産業省に備え置き、その書面の提出があつた日から、当該会社の設立の日から五年を経過する日(その日までに第三条の三の規定による確認の取消し又は第三条の二十第一項若しくは第二項の規定による届出があつた場合には、当該取消し又は届出があつた日)までの間、公衆の縦覧に供しなければならない。(事後設立の特例)

第三条の十 確認株式会社がその成立後二年以内にその成立前から存在する財産であつて営業のために継続して使用すべきものを取得する契約をする場合についての商法第二百四十六条第一項の規定及び同条第三項において準用する同法第七十三条第二項第一号の規定の適用については、同法第二百四十六条第一項中「資本ノ二十分ノ一以上ニ当ル」とあるのは「五十万円以上

ノ」と、同号中「資本ノ五分ノ一ヲ超エズ且五百円ヲ超エザル場合」とあるのは「二百万円ヲ超エザル場合」とする。

2 確認有限会社がその成立後二年以内にその成立前から存在する財産であつて営業のために継続して使用すべきものを取得する場合についての有限会社法第五十七条において準用する同法第二条第三項の規定及び商業登記法第九十六条第二号の規定の適用については、有限会社法第五十七条において準用する同法第十二条第三項中「同法第百八十九条」とあるのは「中小企業の中の事業活動の促進に関する法律第三条の六第二項ノ規定ニ依リ読替ニ適用スル商法第百八十九条」と、商業登記法第九十六条第二号中「か

ら第四号までに掲げる書面」とあるのは「及び第三号に掲げる書面並びに有限会社法第五十七条において準用する同法第十二条第一項の払込みがあつたことを証する書面」とする。ただし、当該資本の増加後のその確認有限会社の資本の総額が三百万円を超えることとなるときは、この限りでない。

(新株の発行等における払込みの証明の特例)
第三条の十一 確認株式会社が新株を発行する場合における商法第二百八十一条ノ十四第一項及び商業登記法第八十二条第四号の規定の適用については、商法第二百八十一条ノ十四第一項中「第八十九条」とあるのは「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第三条の六第一項ノ規定ニ依リ読替テ適用スル第百八十九条」と、商法第八十二条第四号中「払込みを取り扱つた銀行又は信託会社の払込金の保管に関する證明書」とあるのは「商法第二百八十一条ノ七の払込みがあつたことを証する書面」とする。ただし、当該新株の発行後のその確認株式会社の資本の額が千円を超えることとなるときは、こ

2 確認有限会社が資本を増加する場合における有限公司法第五十七条において準用する同法第十二条第三項の規定及び商業登記法第九十六条第二号の規定の適用については、有限公司法第五十七条において準用する同法第十二条第三項の規定並びにこれらの規定に係る商法の規定を適用する。

2 確認株式会社が商法第二百四条ノ三第一項(同法第二百二十四条ノ五第一項において準用する場合を含む。)、第二百十条第一項、第二百十一条ノ三第一項又は第二百二十四条ノ五第二項(同法第二百二十四条ノ六において準用する場合を含む。)の規定により自己の株式を買い受けの場合においては、当該確認株式会社の資本の額を千万円とみなして、同法第二百四条ノ三ノ二第五項、第二百十条第三項、第二百十条ノ二第一項及び第二百十一条ノ三第三項の規定並びにこれらの規定に係る同法の規定を適用する。

2 確認株式会社が商法第二百九十条第一項の利益の配当を行いう場合においては、当該確認有限会社の資本の総額を三百万円とみなして、有限公司法第四十六条において準用する商法第二百九十条第一項の利益の配当を適用する。

2 確認株式会社が商法第二百四条ノ三第一項又は有限公司法第五十七条において準用する場合を含む。)において準用する商法第二百四条ノ三第一項又は有限公司法第二十四条第一項において準用する

(配当の制限等)

第三条の十三 確認株式会社が商法第二百九十条第一項の利益の配当又は同法第二百九十三条ノ五第一項の金銭の分配を行いう場合においては、当該確認株式会社の資本の額を千万円とみなして、同法第二百九十条第一項及び第二百九十三条ノ五第三項の規定並びにこれらの規定に係る同法の規定を適用する。

2 確認株式会社については、商法第二百九十二条第一項の規定は、適用しない。

3 確認株式会社が商法第二百四条ノ三第一項(同法第二百二十四条ノ五第一項において準用する場合を含む。)の規定により自己の株式を買い受けの場合においては、当該確認株式会社の資本の額を千万円とみなして、同法第二百四条ノ三ノ二第五項、第二百十条第三項、第二百十条ノ二第一項及び第二百十一条ノ三第三項の規定並びにこれらの規定に係る同法の規定を適用する。

4 確認有限会社が有限公司法第四十六条において準用する商法第二百九十条第一項の利益の配当を行いう場合においては、当該確認有限会社の資本の総額を三百万円とみなして、有限公司法第四十六条において準用する商法第二百九十条第一項の利益の配当を適用する。

2 確認有限会社が有限公司法第十九条第五項(同条第七項において準用する場合を含む。)において準用する商法第二百四条ノ三第一項又は有限公司法第二十四条第一項において準用する

2 第三条の九第三項の規定は、前項の貸借対照表(電磁的記録で作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)において準用する。

5 確認有限会社が有限公司法第十九条第五項(同条第七項において準用する場合を含む。)において準用する商法第二百四条ノ三第一項又は有限公司法第二十四条第一項において準用する

官報(号外)

商法第二百十条第一項の規定により自己の持分を買ひ受ける場合においては、当該確認有限会社の資本の総額を三百万円とみなして、有限会社法第十九条第六項（同条第七項において準用する場合を含む。）において準用する商法第二百四条ノ三ノ二第五項並びに有限会社法第二十四条第一項において準用する商法第二百十条第三項及び第二百十条ノ二第一項の規定並びにこれらの規定に係る有限会社法の規定を適用する。

（会社の分割）

第三条の十四 確認株式会社又は確認有限会社が新設分割をする場合においては、分割により設立する会社は、その株式その他の資産を当該確認株式会社の株主又は当該確認有限会社の社員に交付することができない。

2 確認株式会社又は確認有限会社が吸収分割をする場合においては、当該確認株式会社又は当該確認有限会社から營業の全部又は一部を承継する会社は、その株式その他の資産を当該確認株式会社の株主又は当該確認有限会社の社員に交付することができない。

（合名会社等への組織変更）

第三条の十八 確認株式会社は、株主総会の決議によりその組織を変更して合名会社又は合資会社とすることができる。

2 前項の場合には、商法第三百四十三条に定める決議によらなければならない。

3 商法第一百条第一項から第三項まで並びに有限会社法第六十一条第一項、第六十四条第一項たる決議によらなければならない。

2 前項の場合には、商法第三百四十三条に定められる決議によらなければならない。

（資本の減少）

第三条の十五 確認株式会社及び確認有限会社は、資本の減少により金銭その他の財産を当該確認株式会社の株主又は当該確認有限会社の社員に支払い、又は交付することができない。

（解散事由の登記の抹消）

第三条の十六 確認株式会社は、その資本の額を千万円以上としたときは、第三条の八第一項の規定により登記された事項の抹消の登記を申請しなければならない。

2 前項の登記の申請と当該確認株式会社が資本

の額を三百万円以上とする変更の登記の申請とは、同時にしなければならない。

3 確認有限会社は、その資本の総額を三百万円以上としたときは、第三条の八第三項の規定により登記された事項の抹消の登記を申請しなければならない。

4 前項の登記の申請と当該確認有限会社が資本の総額を三百万円以上とする変更の登記の申請とは、同時にしなければならない。

（有限会社への組織変更の特例）

第三条の十七 確認株式会社は、有限会社法第六十四条第三項の規定にかかわらず、商法第三百四十三条に定める決議によりその組織を変更して有限会社とすることができます。

5 第一項の規定により合資会社に組織を変更した場合の合資会社についてする登記の申請書には、前項各号に掲げる書類のほか、商業登記法第七十四条の書面を添付しなければならない。

6 商業登記法第七十一条及び第七十三条の規定は、前二項に規定する場合について準用する。

7 確認有限会社は、社員総会の決議によりその組織を変更して合名会社又は合資会社とすることができる。

（解散の原因）

第三条の十九 確認株式会社として設立された株式会社（登記された資本の額が三百万円未満の株式会社に限る。）は、商法第四百四条各号に掲げた事由のほか、次に掲げる事由により解散する。

1 資本の額を三百万円以上とする変更の登記又是有限会社、合名会社若しくは合資会社に組織を変更した場合にすべき登記の申請をしないで設立の日から五年を経過したこと。

2 第三条の三の規定により第三条の二第一項の確認を取り消されたこと。

3 商法第一百条第一項から第三項まで並びに有限会社法第六十一条第一項、第六十四条第五項、第六十六条第一項、第六十七条第二項の規定は、第七項の規定による確認有限会社の組織変更について準用する。この場合において、有限会社法第六十六条中「株式会社」とあるのは「有限会社」と、「有限会社」二付テハ第十一条書、第二項及び第五項、第六十四条ノ二並びに第六十六条の規定は、第一項の規定による確認株式会社の組織変更について準用する。この場合において、有限会社法第六十六条中「株式会社」とあるのは「有限会社」と、「有限会社」二付テハ第十三条第二項二定ムル登記」とあるのは「合名会社」二付テハ商法第六十四条第一項二定ムル登記、二付テハ商法第六十四条第一項二付テハ第百四十九条第一項二定ムル登記」と読み替える。

4 第一項の規定により合名会社に組織を変更するものとする。

（解散等の届出）

第三条の二十 確認株式会社が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に

定める者は、その日から二週間以内に、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

一 合併により消滅したとき。 その会社を代表する役員であった者

二 破産手続開始の決定により解散したとき。 その破産管財人

三 合併及び破産手続開始の決定以外の事由（前条第一項各号に掲げるものを除く。）により解散したとき。 その清算人

四 資本の額を千万円以上としたとき。 その会社

五 有限公司、合名会社又は合資会社に組織を変更したとき。 その会社

2 確認有限会社が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から二週間以内に、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

一 合併により消滅したとき。 その会社を代表する役員であつた者

二 破産手続開始の決定により解散したとき。 その破産管財人

三 合併及び破産手続開始の決定以外の事由（前条第二項各号に掲げるものを除く。）により解散したとき。 その清算人

四 資本の総額を三百万円以上としたとき。 その会社

五 株式会社、合名会社又は合資会社に組織を変更したとき。 その会社

（中小企業信用保険法の特例）

第四条 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条の二第一項に規定する無担保保険（以下「無担保保険」という。）の保険

関係であつて、創業等関連保証（同項に規定する債務の保証（その保証について担保（保証人を除く。）の保証を含む。）を提供させないものに限る。）であつて、創業者及び新規中小企業者（その保証を受けた法人たる中小企業者の代表者であつて、創業等関連保証を受けたものについては、当該創業者を中小企業信用保険法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条の二（第一項及び第三項を除く。）及び第四条から第八条までの規定を適用する。）

（第二条第三項第一号に掲げるもののうち当該事業を開始した日前に事業を営んでいなかつたもの及び同項第二号に掲げるもののうち当該設立の日前に事業を営んでいなかつた個人により設立されたもの又は他の会社がその事業の全部若しくは一部を継続して実施しつつ新たに設立したものに限る。）の要する資金のうち経済産業省令で定めるものに係るものをいう。以下この条において同じ。）を受けた創業者及び新規中小企業者に係るものについての同法第三条の二第一項及び第三項の規定の適用については、同条第一項中「中小企業者」とあるのは「中小企業者（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二条第二項第一号及び第二号に掲げる創業者を含む。以下この条において同じ。）の」と、「保険金額の合計額が八千万円」とあるのは「同法第四条第一項に規定する創業等関連保証（以下「創業等関連保証」という。）による保険関係の保険金額の合計額及びその他の保険関係の保険金額の合計額がそれぞれ千五百万円及び八千万円」と、同条第三項中「当該借入金の額のうち保証をした額がそれぞれ千五百萬円及び八千万円（当該債務者」とあるのは「創業等関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者」と、「八千万円から」とあるのは「それぞれ千五百万円及びその他の保証ごとに、当該債務者」とあるのは「それぞれ千五百万円及び八千万円から」とする。

び八千万円から」とする。

2 第二条第二項第一号及び第二号に掲げる創業者であつて、創業等関連保証を受けたものについては、当該創業者を中小企業信用保険法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条の二（第一項及び第三項を除く。）及び第四条から第八条までの規定を適用する。

3 創業等関連保証を受けた者一人についての無担保保険の保険関係であつて政令で指定するものとの保険金額の合計額は、政令で定められたものに限る。

4 無担保保険の保険関係であつて、創業等関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う創業等促進業務）

第五条 独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小企業基盤整備機構」という。）は、創業及び新規中小企業の事業活動を促進するため、創業者及び新規中小企業者がその事業を行うために必要とする資金の借入れに係る債務の保証並びに創業者（第二条第二項第三号に掲げる者に限る。）及び新規中小企業者（会社に限る。）が当該資金を調達するために発行する社債（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。）に係る債務の保証の業務を行う。

（診断及び指導）

第六条 中小企業投資育成株式会社（昭和三十八年法律第二百一

号）第五条第一項各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行なうことができる。

一 新規中小企業者が資本の額が三億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有

二 新規中小企業者のうち資本の額が三億円を超える株式会社が必要とする資金の調達を図るために発行する新株、新株予約権（商法第二百八十一条ノ十九第一項に規定する新株予約権をいう。以下同じ。）又は新株予約権付社債等（中小企業投資育成株式会社法第五条第一項第二号に規定する新株予約権付社債等をいう。以下同じ。）の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等の保有

三 前項第一号の規定による株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有並びに同項第二号の規定による新株、新株予約権又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等の保有は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、それぞれ同法第五条第一項第一号及び第二号の事業とみなす。

（診断及び指導）

第七条 経済産業大臣は、新規中小企業者である会社であつてその事業の将来における成長発展を図るために積極的に外部からの投資を受けて事業活動を行うことが特に必要かつ適切なものとして経済産業省令で定める要件に該当するもの（次条第二項において「特定新規中小企業者」

官 報 (号 外)

（課税の特例）
円滑な実施に必要な経営状況に関する情報の提供について診断及び指導を行うものとする。

式会社又は確認有限会社の業務に關し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その確認株式会社又は確認有限会社に対しても同項の刑を科する。

六 第三条の十八第三項及び第九項において準用する同法第六十七条
第十九項において準用する同法第六十七条の規定に違反して通知をすることを怠り、又は不正の通知をしたとき。

附 則
施行期日

第八条 第二条第三項第一号又は第二号に規定する新規中小企業者(同項第一号に掲げる者にあつては、事業を開始した日以後の期間が五年

第四十一条 発起人、会社の業務を執行する社員若しくはその業務代行者、会社の取締役若しくは商法第二百五十八条第二項(有限会社法第三

用する有限会社法第六十六条の規定に違反して登記をすることを怠つたとき。

未満であることについて、経済産業省令で定め
るところによりその主たる事務所の所在地を管
轄する都道府県の認定を受けている者に限

十二条において準用する場合を含む。)若しくは商法第百八十八条第四項若しくは有限会社法第三条第三項(もと一建用の者云々第一二三五

轉する都道府県知事の認定を受けている者に限る。)であつて、その業種における事業活動の活性化が国民経済の健全な発展に特に資するものとして、(二)文六号の二に規定するに當り

十三条第二項において準用する商法第六十七条ノ二の取締役の職務代行者、会社を代表する役員であつた者、破産管財人又は清算人が次の各号の一又は二に該当するときは、百日以内に

として政令で定める工業その他の業種に属する事業を行うものが取得し、又は製作した機械及び装置については、租税特別措置法(昭和三十二年五月二十九日法律第百四十一号)による特典を受ける。

号のいすれかに該当するときは、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

二年法律第二十六号)で定めるところにより、課税の特例があるものとする。

一 第三条の五の規定に違反して、株式申込証の用紙(その作成に代えて作成すべき電磁的記録を含む。)に記載すべき

2 特定新規中小企業者により発行される株式を
払込みにより個人が取得した場合(当該株式を
取得したことについて経済産業省令で定めると

記録を「書く」は記載し、若しくは記録せず、事項を記載せず、若しくは記録せず、又は不実の記載若しくは記録をしたとき。

ころにより経済産業大臣の確認を受けた場合に限る。)で、当該株式について譲渡損失等が発生したときは、租税特別措置法で定めるところこ

二 第三条の八第一項又は第三項の規定に違反して登記をすることを怠ったとき。

より、当該譲渡損失等について繰越控除等の課税の特例のあるものとする。

第三項の規定に違反する旨
借対照表、損益計算書若しくは利益金の処分
の決議に関する資料を提出せず、又は不実の

本則に次の二条を加える。

四 第三条の十八第三項及び第九項において準記載若しくは記録をしたこれらのものを提出したとき。

る書面を提出した者は、三十万円以下の罰金に処する。

用する商法第百条第一項から第三項までの規定に違反して組織変更をしたとき。

2 確認株式会社又は確認有限会社の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、その確認株

五 第三条の十八第三項において準用する有限会社法第六十四条第二項の規定又は第三条の

進に関する臨時措置法(以下「旧創造法」といふ。)第五条第二項に規定する認定研究開発等事業計画(以下「旧認定研究開発等事業計画」といふ。)の変更の認定及び取消しについては、なお従前の例による。

2 旧認定研究開発等事業計画(前項の規定に基づき従前の例により変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。)に従つて旧創造法第二条第四項に規定する研究開発等事業(以下「旧研究開発等事業」という。)を実施する中小企業者又は事業を営んでいない個人に関する旧創造法第七条に規定する中小企業投資育成株式会社法(昭和三十八年法律第一百一号)の特例及び旧認定研究開発等事業計画に従つて旧研究開発等事業を実施する中小企業者に関する旧創造法第八条第一項に規定する研究開発等事業開保証についての同条に規定する中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)の特例については、なお従前の例による。

3 旧認定研究開発等事業計画に定める旧研究開発等事業についての旧創造法第十一条に規定する中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第一百八十一号)の特例及び旧認定研究開発等事業計画に定める研究開発の成果の利用に係る事業団体の組織に関する法律(昭和三十二年法律第一百八十五号)の特例については、なお従前の例による。

4 旧創造法第四条第一項の認定を受けた者又は旧認定研究開発等事業計画に従つて旧研究開発等事業を行う者に関する旧創造法第十五条に規定する報告の徴収については、なお従前の例による。

第六条 旧創造法第七条第一項第一号の規定によ

り中小企業投資育成株式会社が引き受けた株式(旧創造法第二条第三項に規定する特定中小企業者により設立された会社の発行したものに限る。)の保有及び旧創造法第七条第一項第二号の

規定により中小企業投資育成株式会社が引き受けた株式新株予約権(その行使により発行され、又は移転された株式を含む。)又は新株予約権付社債等(旧創造法第二条第三項に規定する特定中小企業者の発行したものに限る。)の保有については、なお従前の例による。

規定期により中小企業投資育成株式会社が引き受けた株式新株予約権(その行使により発行され、又は移転された株式を含む。)又は新株予約

権付社債等(旧創造法第二条第三項に規定する特定中小企業者の発行したものに限る。)の保有については、なお従前の例による。

第七条 この法律の施行の日の前日において現に

旧創造法第十四条の二の規定による指定を受けている法人は、旧創造法第十四条の三第二項の規定により引き受けた株式又は社債を、この法

律の施行の日から起算して十年を経過する日ま

での間に処分しなければならない。

2 旧創造法第十四条の十一の規定の適用を受け

て成立している同条第一項の保険関係について

は、なお従前の例による。

(新事業創出促進法の廃止に伴う経過措置)

第八条 附則第四条(第二号に係る部分に限る。)

の規定による廃止前の新事業創出促進法(以下「旧新事業法」という。)第八条の規定の適用を受けて成立している同条第一項に規定する新事業

創出関連保証に係る保険関係については、新法第四条の規定の適用を受けて成立している同条

第一項に規定する創業等関連保証に係る保険関

係とみなす。

第九条 この法律の施行の際現に存する旧新事業

法第十条第一項に規定する確認株式会社及び同

条第二項に規定する確認有限会社については、なお従前の例による。

2 旧新事業法第二条第二項第三号に掲げる創業者に該当することについて旧新事業法第十条第一項の規定により経済産業大臣の確認を受けた者(前項に規定する確認株式会社又は確認有限会社を設立した者を除く。)については、同条の

規定は、なおその効力を有する。

3 前項に規定する者が、この法律の施行後に設立する同項の規定によりなおその効力を有することとされる旧新事業法第十条第一項に規定する確認株式会社及び同条第二項に規定する確認有限会社については、なお従前の例による。

4 この法律の施行の際旧新事業法第二条第二項第三号に掲げる創業者に該当することについて

旧新事業法第十条第一項の規定により確認の申請書を経済産業大臣に提出している者については、なお従前の例による。

5 前項に規定する者が、この法律の施行後に同一の規定によりなおその効力を有することとは、同条の規定は、なおその効力を有する。

6 前項に規定する者が、この法律の施行後に同一の規定によりなおその効力を有することとは、同条の規定は、なおその効力を有する。

7 旧新事業法第十二条の三第二項に規定する認定事業者に関する旧新事業法第十二条の四第一項に規定する新事業分野開拓関連保証についての同条に規定する中小企業信用保険法の特例については、なお従前の例による。

8 旧新事業法第十三条の三第二項に規定する認定事業者に関する旧新事業法第三十二条第二項に規定する債務の保証については、なお従前の例による。

9 旧新事業法第十四条の三第二項に規定する認定事業者に関する旧新事業法第三十七条の二に規定する報告の徴収については、なお従前の例による。

10 旧新事業法第十条の十八第一項各号又は第二項各号に掲げる事由により解散する旨を記載し、又は記録した定款の認証を受けた者が、この法律の施行後に新法第三条の二第一項の規定により確認の申請書を経済産業大臣に提出する場合には、その確認に係る同項に規定する確認株式会社又は同条第二項に規定する確認有限会社については、その確認を受けた際に、新法第三条の十九第一項各号又は第二項各号に掲げる事由により解散する旨の定款の変更があつたものとみなす。

11 旧新事業法第十二条の三第二項に規定する認定事業者に関する旧新事業法第三十七条の二に規定する定額補助金等は、新法第二条第九項に規定する特定補助金等とみなす。

12 旧新事業法第十六条第一項第一号の規定によ

り中小企業投資育成株式会社が引き受けた株式の保有及び同項第二号の規定により中小企業投

資育成株式会社が引き受けた株式、新株予約権(その行使により発行され、又は移転された株

官 報 (号 外)

新支援法(平成十一年法律第十八号)第四条第一項」を「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第九条第一項」に、「第五条第二項に規定する承認経営革新計画」を「第十条第二項に規定する承認経営革新計画」に、「第二条第三項」を「第二条第六項」に改める。

(産業活力再生特別措置法の一部改正に伴う総過措置)

第二十四名

第二十四条 前条の規定による改正前の産業活力再生特別措置法第二十七条の規定により同条

(表以外の部分に限る)に規定する中小企業者とみなされた旧認定研究開発等事業計画に従つて旧研究開発等事業を実施する旧創造法第三条第一項各号に掲げる中小企業者については、前

条の規定による改正後の産業活力再生特別措置法第二十三条第二項に規定する認定経営資源活用新事業計画に従つて同法第二条第九項に規定する経営資源活用新事業を実施する同条第八項各号に掲げる中小企業者とみなして、同法第十四条第五項、第七項及び第八項並びに第二十

(沖縄振興特別措置法の一部改正)

第二十五条 沖縄振興特別措置法(平成十四年法)

律第十四号)の一部を次のように改正する。

第三章 第二節 中小企業の新規事業開拓法

法律」に改める。

第六十六条の見出しを二（中小企業の新たな事

第九条第三項第一号

基本方針

革新指針

の新たな事

業活動の促進に関する法律の特例)に改め、同条中「(沖縄においてその業種における経営革新(中小企業経営革新支援法第二条第三項に規定する経営革新をいう。以下この条において同じ。)による経営の向上の促進が沖縄の経済の振興に資すると認められる業種であつて政令で定めるもの(以下この条において「特定業種」という。)に属する事業を行う沖縄の中小企業者をいう。以下この条において同じ。)及び「(特定中小企業者により構成される同法第二条第二項に規定する組合等をいう。)」を削り、「(ついての同法)を「ついての中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」に改め、同条の表中第三条の見出しの項、第三条第一項の項、第三条第二項の項、第三条第三項の項及び第三条第四項の項を削り、同表第四条第一項の項中「第四条第一項」を「第九条第一項」に改め、「及び組合等(以下「この節及び附則第四条第一項において」)」を加え、「沖縄振興特別措置法第六十六条」を「沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四条)」第六十六条第一項に改め、「(及び)」の下に「同項に規定する」を加え、「特定中小企業者又は」を削り、「同法第六十六条」を「同法第六十六条第一項」に改め、同表第四条第二項第五号の項中「第四条第二項第五号」を「第九条第二項第三項」を「第九条第三項」に改め、同表第四条第三項第一号の項を次のように改める。

第六十六条の表第五条第一項の項中「第五条第一項」を「第十条第一項」に改め、同表第五条第二項の項中「第五条第二項」を「第十条第二項」に改め、同表第六条第一項及び第二号の項中「第六条第十四条第一項第一号及び第二号」に改め、同表第十三条第一項及び第二項並びに第十四条第一項第一号及び第二号」に改め、同表第九条第一項の項中「第九条第一項」を「第十五条第一項」に改め、「であつて、生産額又は取引額が相当程度減少している中小企業者として経済産業大臣が定めるものに該当する旨の確認を当該承認経営革新計画に係る行政庁から受けたもの」を削り、同表第九条第二項の項を削り、同表第十四条第一項の項中「第十四条第一項」を「第三十三条第一項」に改め、同表第十五条第一項の項中「第十五条第一項」を「第三十四条第一項」に改め、同表第十五条第二項の項中「第十五条第二項」を「第三十四条第二項」に改め、同表第十七条第一項の項中「第十七条第二項」を「第三十六条第一項」に改め、同表第二十条第一項の項中「第二十条第一項」を「第三十九条第一項」に、「第十六条」を「第三十五条」に、「第六十六条」を「第六十六条规定」とし、同項の前に次の四項を加える。

内閣総理大臣及び経済産業大臣は、特定中小企業者(沖縄においてその業種における経営革新へ中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二条第六項に規定する経営革新をいう。以下この条において同じ。)による経

第十五章 沖縄の経済の振興

第十五条 第二項第一項第十号を次のように改める。

第二十六条 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第二百四十七号）の一部を次のように改正する。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正）

（特定中小企業者）及び特定組合等（特定中小企業者により構成される同法第二条第四項に規定する組合等をいう。以下この条において同じ。）が単独で又は共同で行おうとする特定業種に属する事業に係る経営革新に関する指針（以下「沖縄経営革新指針」という。）を定めなければならない。

2 沖縄経営革新指針には、沖縄の中小企業の特性に即し、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 経営革新的内容に関する事項

二 経営革新の実施方法に関する事項

三 経営革新の促進に当たって配慮すべき事項

4 内閣総理大臣及び経済産業大臣は、沖縄経営革新指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、中小企業者の事業を所管する大臣に協議しなければならない。

内閣総理大臣及び経済産業大臣は、沖縄経営革新指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

定する手段であることが広く国民に理解され、活用されるよう、その意義及び内容等について

筆界特定が土地所有権に事実上重大な影響を与えるものであることにかんがみ、筆界特定手続の運用に当たつては、申請人、関係人等の意見の陳述の機会を十分に付与するなど、制度の適正・公正さを確保するよう努めるとともに、従前の不動産表示登記手続に著しい変更を生じないよう、特に配慮すること。

七 土地家屋調査士が民間紛争解決手続代理関係
所要の措置を講ずるとともに、登記所備付地図
の作成・整備が一層促進されるよう、人的物的
体制の充実強化に、なお一層努めること。

一条 第一百四十三条（百三十一条）に改める

第二十五条第七号中「同条第二項」の下に「(第

者は、三十万円以下の罰金に処する。

忌避した者

くは電磁的記録に記録された事項を法務省

をせず、若しくは虚偽の文書若しくは電磁

る方法により表示したものを見出し、又は

三 第百三十一章 第五章の見返しと龍又 二二、

同条第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げ二者

第一百三十二条を第一百六十条とする。

同条を第百五十九条とする。

第六章中第一百三十条を
第七章を第八章とする

目次中「第六章第七節罰則（第一百三十二条—第一百三十六条）」を

第一百三十五条中「第一百三十二条」を「第一百六十一条」に改め、同条を第一百六十三条とする。
第一百三十四条を削り、第一百三十三条を第一百六十二条とし、同条の次に次の二条を加える。

(検査の妨害等の罪)

第七章を第八章とする
第六章中第百三十条を第百五十八条とし、第
百二十六条から第百二十九条までを二十八条ず
つ繰り下げる。

官報（号外）

第一百二十五条中「登記簿等」の下に「及び筆界特定書等」を加え、同条を第一百五十三条とし、

第一百二十四条を第一百五十二条とし、第一百二十三条を第一百五十一条とする。

第六章を第七章とし、第五章の次に次の二章を加える。

第六章 筆界特定

第一節 総則

（定義）この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めることによる。

第一百二十三条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めることによる。

一 筆界 表題登記がある一筆の土地（以下単に「一筆の土地」という。）とこれに隣接する他の土地（表題登記がない土地を含む。）

二 筆界特定 一筆の土地及びこれに隣接する他の土地について、この章の定めるところにより、筆界の現地における位置を特定すること（その位置を特定することができないときは、その位置の範囲を特定すること）をいう。

三 対象土地 筆界特定の対象となる筆界で相互に隣接する一筆の土地及び他の土地をいう。

四 関係土地 対象土地以外の土地（表題登記がない土地を含む。）であつて、筆界特定の長が指定する者をいう。以下同じ。）が行う。

（筆界特定登記官の除斥）

五百 所有権登記名義人等 所有権の登記がある一筆の土地にあつては所有権の登記名義人、所有権の登記がない一筆の土地にあつては表題部所有者、表題登記がない土地にあつては所有者をいい、所有権の登記名義承継人を含む。

（筆界特定の事務）

第一百二十四条 筆界特定の事務は、対象土地の所在地を管轄する法務局又は地方法務局がつかさどる。

二 前号に掲げる者の配偶者又は四親等内の親族（配偶者又は四親等内の親族であつた者を含む。次号において同じ。）

三 第一号に掲げる者の代理人若しくは代表者（代理人又は代表者であつた者を含む。）又はその配偶者若しくは四親等内の親族（筆界調査委員）

二 第六条第二項及び第三項の規定は、筆界特定の事務について準用する。この場合において、同条第二項中「不動産」とあるのは「対象土地」と、「登記所」とあるのは「法務局又は地方法務局」と、「法務局若しくは地方法務局」とあるのは「法務局」と、同条第三項中「登記所」とあるのは「法務局又は地方法務局」（登記官）

二 筆界調査委員は、前項の職務を行うのに必要な専門的知識及び経験を有する者のうちから、法務局又は地方法務局の長が任命する。

三 筆界調査委員の任期は、二年とする。

4 筆界調査委員は、再任されることができる。

5 筆界調査委員は、非常勤とする。

（標準処理期間）

二 職務上の義務違反その他筆界調査委員たるものに適しない非行があると認められるとき。

三 筆界調査委員の欠格事由

二 筆界特定の申請がされてから筆界特定登記官が筆界特定をするまでに通常要すべき標準的な期間を定め、法務局又は地方法務局における

の対象となる筆界上の点を含む他の筆界で対象土地の一方又は双方と接するものをいう。

二 対象土地又は関係土地のうちいずれかの土地の所有権の登記名義人（仮登記の登記名義人を含む。以下この号において同じ。）、表題部所有者若しくは所有者又は所有権以外の権利の登記名義人若しくは当該権利を有する者

特定登記官は、対象土地について筆界特定を行ふことができない。

二 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）、司法書士法（昭和二十五年法律第二百五十七号）又は土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）の規定による懲戒処分により、弁護士会からの除名又は司法書士若しくは土地家屋調査士の業務の禁止の処分を受けた者でこれらの処分を受けた日から三年を経過しないもの

三 公務員で懲戒免職の処分を受け、その处分の日から三年を経過しない者

2 筆界調査委員が前項各号のいずれかに該当するに至つたときは、当然失職する。

（筆界調査委員の解任）

二 筆界調査委員が次の各号のいずれかに該当するときは、その筆界調査委員を解任することができる。

三 筆界調査委員の解任

二 筆界調査委員が次の各号のいずれかに該当するときは、その筆界調査委員を解任することができる。

三 筆界調査委員の解任

二 筆界調査委員の解任

第二節 筆界特定

(筆界調査委員の意見の提出)

第一百四十二条 筆界調査委員は、第一百四十条第一項の期日の後、対象土地の筆界特定のため必要な事実の調査を終了したときは、遅滞なく、筆界特定登記官に対し、対象土地の筆界特定についての意見を提出しなければならない。

(筆界特定)

第一百四十三条 筆界特定登記官は、前条の規定により筆界調査委員の意見が提出されたときは、その意見を踏まえ、登記記録、地図又は地図に準ずる図面及び登記簿の附属書類の内容、対象土地及び関係土地の地形、地目、面積及び形状並びに工作物、圍障又は境界標の有無その他の状況及びこれらの設置の経緯その他的事情を総合的に考慮して、対象土地の筆界特定をし、その結論及び理由の要旨を記載した筆界特定書を作成しなければならない。

3 筆界特定書は、電磁的記録をもつて作成することができる。

(筆界特定の通知等)

第一百四十四条 筆界特定登記官は、筆界特定をしたときは、遅滞なく、筆界特定の申請人に對し、筆界特定書の写しを交付する方法(筆

界特定書が電磁的記録をもつて作成されているときは、法務省令で定める方法)により当該筆界特定書の内容を通知するとともに、法務省令で定めるところにより、筆界特定をした旨を公告し、かつ、関係人に通知しなければならない。

2 第百三十三条第二項の規定は、前項の規定による通知について準用する。

(筆界特定手続記録の保管)

第一百四十五条 前条第一項の規定により筆界特定の申請人に對する通知がされた場合における筆界特定の手続の記録(以下「筆界特定手続記録」という。)は、対象土地の所在地を管轄する登記所において保管する。

第四節 雜則

(手続費用の負担等)

第一百四十六条 筆界特定の手続における測量に要する費用その他の法務省令で定める費用(以下この条において「手続費用」という。)

は、筆界特定の申請人の負担とする。

2 筆界特定書においては、図面及び図面上の点の現地における位置を示す方法として法務省令で定めるものにより、筆界特定の内容を表示しなければならない。

3 筆界特定書は、電磁的記録をもつて作成する

一筆の土地にあつては第五十九条第四号の持分、所有権の登記がない一筆の土地にあつては第二十七条第三号の持分。次項において同じ。)の割合に応じて手続費用を負担する。

4 筆界特定の申請人が三人以上ある場合において、その一人又は二人以上が対象土地の一方の土地の所有権登記名義人等であり、他の一人又は二人以上が他方の土地の所有権登記名義人等であるときは、対象土地のいずれかの土地の一人の所有権登記名義人等である筆界特定の申請人は、手続費用の二分の一に相当する額を負担し、対象土地のいずれかの土地の二人以上の所有権登記名義人等である各筆界特定の申請人は、手續費用の二分の一に相当する額についてその持分の割合に応じてこれを負担する。

5 筆界特定登記官は、筆界特定の申請人に手続費用の概算額を予納させなければならぬ。

（以下この条において「手続費用」という。）は、筆界特定の申請人の負担とする。

（筆界確定訴訟における取扱いの特則）

第一百四十七条 筆界特定がされた場合において、その一人が対象土地の一方の土地の所有権登記名義人等であり、他の一人が他方の土地の所有権登記名義人等であるときは、各筆界特定の申請人は、等しい割合で手続費用を負担する。

3 筆界特定の申請人が二人以上ある場合において、その全員が対象土地の一方の土地の所有権登記名義人等であるときは、各筆界特定の申請人は、その持分(所有権の登記がある

(筆界確定訴訟の判決との関係)

第一百四十八条 筆界特定がされた場合において、当該筆界特定に係る筆界について民事訴訟の手続により筆界の確定を求める訴えに係る判決が確定したときは、当該筆界特定は、当該判決と抵触する範囲において、その効力を失う。

（筆界特定書等の写しの交付等）

第一百四十九条 何人も、登記官に対し、手数料を納付して、筆界特定手続記録のうち筆界特定書又は政令で定める図面の全部又は一部(以下この条及び第一百五十三条において「筆界特定書等」という。)の写し筆界特定書等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該記録された情報の内容を証明した書面)の交付を請求することができる。

2 何人も、登記官に対し、手数料を納付して、筆界特定手続記録(電磁的記録にあっては、記録された情報の内容を法務省令で定める方法により表示したもの)の閲覧を請求することができる。ただし、筆界特定書等以外のものについては、請求人が利害関係を有する部分に限る。

3 第百十九条第三項及び第四項の規定は、前二項の手数料について準用する。

(法務省令への委任)

第一百五十条 この章に定めるもののほか、筆界特定申請情報の提供の方法、筆界特定手続記録の公開その他の筆界特定の手続に関し必要な事項は、法務省令で定める。

附則第十一條中「第百三十条」を「第百五十八条」に改める。

(司法書士法の一部改正)

第二条 司法書士法(昭和二十五年法律第百九十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号中「いう」の下に³「第四号において同じ」を加え、同号に次のただし書きを加える。

ただし、同号に掲げる事務を除く。

第三条第一項第四号中「又は」を「若しくは」に改め、「書類」の下に「又は筆界特定の手続(不動産登記法(平成十六年法律第百二十三号)第六章第二節の規定による筆界特定の手続又は筆界特定の申請の却下に関する審査請求の手続をいふ。第八号において同じ)において法務局若しくは地方法務局に提出し若しくは提供する書類に改め、同項第七号中「又は」の下に「又は」を加え、同項第六号たゞし書中「提起」の下に「(自ら代理人として手続に関与している事件の判決、決定又は命令に係るものと除く。)」を加え、同項第七号中「又は」の下に「仲裁事件の手続若しくは」を加え、同項に次の一號を加える。

八 筆界特定の手続であつて対象土地(不動

産登記法第百二十三号に規定する対象土地をいふ。)の価額として法務省令で定める方法により算定される額の合計額の二分の一に相当する額に筆界特定によつて通常得られることとなる利益の割合として法務省令で定める割合を乗じて得た額が裁判所法第三十三条第一項第一号に定める額を

超えないものについて、相談に応じ、又は代理すること。

第三条第二項中「及び第七号」を「から第八号まで」に改め、同項(第三号を除く。)及び同条第三項第一号中「簡裁訴訟代理関係業務」を「簡裁訴訟代理等関係業務」に改める。

第二十一条中「簡裁訴訟代理関係業務」を「簡裁訴訟代理等関係業務」に改める。

第二十二条第一項中「事件」の下に「及び仲裁手続により仲裁人として取り扱つた事件」を加え、同条第二項第三号及び第三項各号中「簡裁訴訟代理関係業務」を「簡裁訴訟代理等関係業

務」に改め、同条第四項中「簡裁訴訟代理関係業務」を「簡裁訴訟代理等関係業務」に、「前項ただし書」を「同項ただし書」に改める。

第二十九条第一項第二号及び第二項、第三十一条第二項並びに第三十七条第二項中「簡裁訴訟代理関係業務」を「簡裁訴訟代理等関係業務」に改める。

第三条に次の五号を加える。
四 筆界特定の手続(不動産登記法(平成十六年法律第百二十三号)第六章第二節の規定による筆界特定の手続又は筆界特定の申請の却下に関する審査請求の手続をいふ。次号において同じ。)についての代理に改める。

八 前号に掲げる事務についての相談
第三条に次の四項を加える。

2 前項第七号及び第八号に規定する業務(以下「民間紛争解決手続代理関係業務」という。)は、次のいずれにも該当する調査士に限り、行うことができる。この場合において、同項

による筆界特定の手續は、弁護士が同一の依頼者から受任している事件に限り、行うこと

ができる。

五 筆界特定の手續について法務局又は地方法務局に提出し、又は提供する書類又は電磁的記録の作成

六 前各号に掲げる事務についての相談

七 土地の筆界(不動産登記法第百二十三条第一号に規定する筆界をいふ。第二十五条第二項において同じ。)が現地において明らかでないことを原因とする民事に関する紛

争に係る民間紛争解決手続(民間事業者が、紛争の当事者が和解をすることができる民事上の紛争について、紛争の当事者双方からの依頼を受け、当該紛争の当事者と

の間の契約に基づき、和解の仲介を行う裁判外紛争解決手続(訴訟手続によらずに民事上の紛争の解決をしようとする紛争当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいう。)」をいう。)であつて当該紛争の解決の業務を公正かつ適確に行うことができると認められる団体として法務大臣が指定するものが行うものについての代理

第三条第二号中「申請手続」の下に「又はこれに関する審査請求の手続についての代理」を加え、同条第三号を次のように改める。

三 不動産の表示に関する登記の申請手続又はこれに関する審査請求の手続について法務局又は地方法務局に提出し、又は提供する書類又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式)で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第五号において同じ。)の作成

八 前号に掲げる事務についての相談
第三条に次の四項を加える。

2 前項第七号及び第八号に規定する業務(以下「民間紛争解決手続代理関係業務」という。)は、次のいずれにも該当する調査士に限り、行うことができる。この場合において、同項

第七号に規定する業務は、弁護士が同一の依頼者から受任している事件に限り、行うこと

ができる。

一 民間紛争解決手続代理関係業務について法務省令で定める法人が実施する研修であつて法務大臣が指定するものの課程を修了した者であること。

二 前号に規定する者の申請に基づき法務大

臣が民間紛争解決手続代理関係業務を行ふのに必要な能力を有すると認定した者であること。

三 土地家屋調査士会(以下「調査士会」とい

う。)の会員であること。

³ 法務大臣は、次のいずれにも該当するものと認められる研修についてのみ前項第一号の

次の各号を加える。

一 法令等に基づきすべての調査士が行うこと

ができるものとして法務省令で定める業

務の全部又は一部

二 民間紛争解決手続代理関係業務

第二十九条に次の二項を加える。

2 民間紛争解決手続代理関係業務は、社員のうちに第三条第二項に規定する調査士がある

調査士法人(調査士会の会員であるものに限る。)に限り、行うことができる。

第三十五条に次の二項を加える。

2 民間紛争解決手続代理関係業務を行うこと

を目的とする調査士法人における民間紛争解

決手続代理関係業務については、前項の規定にかかわらず、第三条第二項に規定する調査

士である社員(以下「特定社員」という。)のみが業務を執行する権利を有し、義務を負う。

第三十五条の次に次の二条を加える。

(法人の代表)

第三十五条の二 調査士法人の社員は、各自調査士法人を代表する。ただし、定款又は総社員の同意によつて、社員のうち特に調査士法人を代表すべきものを定めることを妨げない。

2 民間紛争解決手続代理関係業務を行うことを目的とする調査士法人における民間紛争解

決手続代理関係業務については、前項の規定にかかわらず、特定社員のみが、各自調査士法人を代表する。ただし、当該特定社員

の全員の同意によつて、当該特定社員のうち

特に民間紛争解決手続代理関係業務についてとができるものとして法務省令で定める業

務の全部又は一部

(社員の責任)

第三十五条の三 調査士法人の財産をもつてそ

の債務を完済することができないときは、各

社員は、連帯して、その弁済の責任を負う。

2 調査士法人の財産に対する強制執行がその効を奏しなかつたときも、前項と同様とす

る。

3 前項の規定は、社員が調査士法人に資力が

あり、かつ、執行が容易であることを証明し

たときは、適用しない。

4 民間紛争解決手續代理関係業務を行うこと

を目的とする調査士法人が民間紛争解決手続

代理関係業務に関し依頼者に対して負担する

こととなつた債務を当該調査士法人の財産を

もつて完済することができないときは、第一

項の規定にかかわらず、特定社員(当該調査

士法人を脱退した特定社員を含む。以下この

条において同じ。)が、連帯して、その弁済の

責任を負う。ただし、当該調査士法人を脱退

した特定社員が脱退後の事由により生じた債務であることを証明した場合は、この限りで

かかわらず、特定社員が当該調査士法人に資

力があり、かつ、執行が容易であることを証明した場合を除き、前項と同様とする。

6 商法第九十三条の規定は、調査士法人の社員の脱退について準用する。ただし、同条第

一項及び第二項の規定は、第四項本文に規定する債務については、準用しない。

第三十六条の二 民間紛争解決手續代理関係業

務を行なうことを目的とする調査士法人は、特

定社員が常駐していない事務所においては、

民間紛争解決手續代理関係業務を取り扱うこと

ができない。

(特定の事件についての業務の制限)

第三十六条の三 調査士法人は、次に掲げる事

件については、筆界特定手續代理関係業務を

行つてはならない。ただし、第三号に掲げる

事件については、受任している事件の依頼者が

が同意した場合は、この限りでない。

一 筆界特定手續代理関係業務又は民間紛争

解決手續代理関係業務に関するものとし

て、相手方の協議を受けて賛助し、又はそ

の依頼を承諾した事件

二 筆界特定手續代理関係業務又は民間紛争

解決手續代理関係業務に関するものとして

相手方の協議を受けた事件で、その協議の

程度及び方法が信頼関係に基づくと認めら

れるもの

三 筆界特定手續代理関係業務又は民間紛争

解決手續代理関係業務に関するものとして

受任している事件(第三条第一項第五号に

規定する業務として受任している事件を除

く。)の相手方からの依頼による他の事件

に関するものとして受任している事件、

事件又は同条第三項に規定する同条第二項

一号から第五号までに掲げる事件として

社員の半数以上の者が筆界特定手續代理関

係業務又は民間紛争解決手續代理関係業務

を行つてはならないこととされる事件

事件又は同条第三項に規定する同条第二項

一号から第五号までに掲げる事件として

社員の半数以上の者が筆界特定手續代理

業務又は民間紛争解決手續代理関係業務

を行つてはならないこととされる事件

事件又は同条第三項に規定する同条第二項

一号から第五号までに掲げる事件として

社員の半数以上の者が筆界特定手續代理

業務又は民間紛争解決手續代理関係業務

を行つてはならないこととされる事件

事件又は同条第三項に規定する同条第二項

第一号から第五号までに掲げる事件として特定社員の半数以上の者が筆界特定手続代理関係業務を行つてはならないこととされる事件

第四十一条第五項中「第七十六条」を「第七十七条から第七十九条まで及び第八十二条」に改め、同条第六項中「第九十三条」を「第九十二条」に改める。

第六十四条第一項中「第三条第一号並びに同条第二号及び第三号（同条第一号）」を「第三条第一項第一号から第三号までに掲げる事務（同項第二号及び第三号に掲げる事務にあつては、同項第一号に改め、「に限る。」の下に「及びこれらの事務に関する同項第六号」を加える。

第六十八条第一項中「第六十四条第一項に規定する」を「第三条第一項第一号から第五号までに掲げる事務（同項第二号及び第三号に掲げる事務にあつては、同項第一号に改め、「に限る。」の下に「及びこれらの事務に関する同項第六号」を加える。

官報（号外）

士法第三条第二項に規定する司法書士若しくは同項に規定する簡裁訴訟代理等関係業務を行うことを目的とする司法書士法人が第三条

第一項第四号若しくは第五号に掲げる事務を行ふことを目的とする司法書士法人が第三条

（同法第三条第一項第八号に規定する筆界特定の手続に係るものに限る。）若しくはこれら

の事務に関する第三条第一項第六号に掲げる事務を行う場合は、この限りでない。

第七十一条の次に次の二条を加える。

第七十二条の二 第二十四条の二の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（不動産登記法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の不動産登記法（以下この項において「新不動産登記法」といいう。）百三十二条第四項において準用する新不

ただし、弁護士若しくは弁護士法人が同項

第二号から第五号までに掲げる事務（同項第一号に掲げる調査又は測量を必要とする申請手続に関するものに限る。）又はこれらの事務に関する同項第六号に掲げるに改め、同項ただし書きを次のように改め

ただし、弁護士若しくは弁護士法人が同項第二号及び第三号に掲げる事務に関するも

のに限る。）若しくはこれらの事務に関する同項第六号に掲げる事務を行ふ場合又は司法書

続について、その指定の日から適用する。

2 前項の規定による指定は、告示してしなければならない。

（司法書士法の一部改正）

第六条 抵当証券法（昭和六年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

第四十一条中「第一百二十五条」を「第一百五十三

条」に、「第一百二十七条」を「第一百五十五条」に、

「第一百二十八条、第一百二十九条第一項乃至第三

項並び「第一百三十条」を「第一百五十六条、第一百五

七条第一項乃至第三項並び「第一百五十八条」に改

め、「於テハ」の下に「同法第二十三条第一項中

「前条」トアルハ「抵当証券法（昭和六年法律第十

五号）第三条第一項」ト、「同条ただし書きの規定」

トアルハ「正当な理由」ト、「を加える。

（印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の一部改正）

第七条 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第百四十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第七号中「若しくは第一百二十一

条第一項」を「第一百二十二条第一項若しくは第

二項若しくは「第一百四十九条第一項」に改める。

（登録免許税法の一部改正）

第八条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十

五号）の一部を次のように改正する。

別表第一「第二十三号中「資格の登録」の下に

「若しくは認定」を加え、同号（一）及び（二）を次のように改める。

(号外)

(二) 司法書士の登録又は認定	
イ 司法書士法(昭和二十五年法律第百九十七号)第八条(司法書士名簿の登録)の司法書士の登録	登録件数 一件につき三万円
ロ 司法書士法第三条第二項第二号(簡裁訴訟代理等関係業務の認定)の認定	認定件数 一件につき五千円
二 土地家屋調査士の登録又は認定	登録件数 一件につき三万円
イ 土地家屋調査士法(昭和二十五年法律第二百二十八号)第八条(土地家屋調査士名簿の登録)の土地家屋調査士の登録	認定件数 一件につき五万円
ロ 土地家屋調査士法第三条第二項第二号(民間紛争解決手続代理関係業務の認定)の認定	登録件数 一件につき五千円
(罰則の適用に関する経過措置)	
第九条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。	平成十七年四月六日
(検討)	参議院議長 扇 千景殿
第十条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況等を勘案し、新土地家屋調査士法第三条第二項に規定する民間紛争解決手続代理関係業務に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。	附則中「平成十七年四月一日」を「公布の日」に、「同年十月一日」を「平成十七年十月一日」に改める。
審査報告書	要領書
国立国会図書館法の一部を改正する法律案	平成十七年四月六日
右は全会一致をもつて別紙のとおり修正すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告す	一、費用 本法律施行のため、別に費用を要しない。
開発機構及び日本原子力研究所の解散に伴う所要の規定の整理を行おうとするものであつて、妥当な措置と認めるが、施行期日について所要	二、委員会の決定の理由 本法律案は、国会職員に対する懲戒処分として、停職の処分を追加しようとするものであつて、妥当な措置と認める。
本法律案は、国立国会図書館の館長等の待遇に関する規定を削るとともに、核燃料サイクル開発機構及び日本原子力研究所の項を削る。	三、要領書 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、同年十月一日から施行する。
審査報告書	参議院議長 扇 千景殿
国会職員法の一部を改正する法律案	衆議院議長 河野 洋平
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。	平成十七年三月二十九日
開発機構及び日本原子力研究所の解散に伴う所要の規定の整理を行おうとするものであつて、妥当な措置と認めるが、施行期日について所要	一、費用 本法律施行のため、別に費用を要しない。
本法律案は、国立国会図書館の館長等の待遇に関する規定を削るとともに、核燃料サイクル開発機構及び日本原子力研究所の項を削る。	二、委員会の決定の理由 本法律案は、国会職員に対する懲戒処分として、停職の処分を追加しようとするものであつて、妥当な措置と認める。
審査報告書	三、要領書 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、同年十月一日から施行する。
国会職員法の一部を改正する法律案	参議院議長 扇 千景殿
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。	平成十七年三月二十九日
開発機構及び日本原子力研究所の解散に伴う所要の規定の整理を行おうとするものであつて、妥当な措置と認めるが、施行期日について所要	一、費用 本法律施行のため、別に費用を要しない。
本法律案は、国立国会図書館の館長等の待遇に関する規定を削るとともに、核燃料サイクル開発機構及び日本原子力研究所の項を削る。	二、委員会の決定の理由 本法律案は、国会職員に対する懲戒処分として、停職の処分を追加しようとするものであつて、妥当な措置と認める。
審査報告書	三、要領書 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、同年十月一日から施行する。
国会職員法の一部を改正する法律案	参議院議長 扇 千景殿
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。	平成十七年三月二十九日

官 報 (号外)

平成十七年四月六日 參議院會議錄第十四号

投票者氏名

反対者氏名

○名

		日程第二 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律案(内閣提出)	
		賛成者氏名	
		阿部 正俊君	二二三名
		秋元 司君	
		荒井 正吾君	
		小野 信也君	
		岩城 光英君	
		浅野 勝人君	
		荒井 広幸君	
		市川 一朗君	
		太田 豊秋君	
		岡田 広君	
		片山虎之助君	
		景山俊太郎君	
		柏村 武昭君	
		狩野 安君	
		木村 仁君	
		亀井 郁夫君	
		岸 信夫君	
		北川イッセイ君	
		国井 正幸君	
		小池 正勝君	
		倉田 寛之君	
		沓掛 哲男君	
		松村 祥史君	
		松山 政司君	
		水落 敏栄君	
		森元 恒雄君	
		山内 俊夫君	
		山谷えり子君	
		山崎 正昭君	
		山本 順三君	
		吉村剛太郎君	
		脇 雅史君	
		渕上 貞雄君	
		吉川 春子君	
		糸数 慶子君	
		鈴木 陽悦君	
		角田 義一君	
		又市 征治君	
		黒岩 宇洋君	
		福島みづほ君	
		大田 昌秀君	
		仁比 聰平君	
		小林美恵子君	
		紙 智子君	
		大門実紀史君	
		緒方 靖夫君	
		小池 晃君	
		渡辺 孝男君	
		松 あきら君	
		弘友 和夫君	
		西田 実仁君	
		白浜 一良君	
		谷合 正明君	
		木庭健太郎君	
		澤 雄二君	
		浜田 昌良君	
		福本 潤一君	
		山本 保君	
		山下 栄一君	
		山本 洋子君	
		市田 忠義君	
		松 哲士君	
		井上 哲士君	
		渡辺 孝男君	
		松 あきら君	
		弘友 和夫君	
		西田 実仁君	
		白浜 一良君	
		谷合 正明君	
		木庭健太郎君	
		澤 雄二君	
		浜田 昌良君	
		福本 潤一君	
		山本 保君	
		山下 栄一君	
		山本 洋子君	
		市田 忠義君	
		松 哲士君	
		井上 哲士君	
		渡辺 孝男君	
		松 あきら君	
		弘友 和夫君	
		西田 実仁君	
		白浜 一良君	
		谷合 正明君	
		木庭健太郎君	
		澤 雄二君	
		浜田 昌良君	
		福本 潤一君	
		山本 保君	
		山下 栄一君	
		山本 洋子君	
		市田 忠義君	
		松 哲士君	
		井上 哲士君	
		渡辺 孝男君	
		松 あきら君	
		弘友 和夫君	
		西田 実仁君	
		白浜 一良君	
		谷合 正明君	
		木庭健太郎君	
		澤 雄二君	
		浜田 昌良君	
		福本 潤一君	
		山本 保君	
		山下 栄一君	
		山本 洋子君	
		市田 忠義君	
		松 哲士君	
		井上 哲士君	
		渡辺 孝男君	
		松 あきら君	
		弘友 和夫君	
		西田 実仁君	
		白浜 一良君	
		谷合 正明君	
		木庭健太郎君	
		澤 雄二君	
		浜田 昌良君	
		福本 潤一君	
		山本 保君	
		山下 栄一君	
		山本 洋子君	
		市田 忠義君	
		松 哲士君	
		井上 哲士君	
		渡辺 孝男君	
		松 あきら君	
		弘友 和夫君	
		西田 実仁君	
		白浜 一良君	
		谷合 正明君	
		木庭健太郎君	
		澤 雄二君	
		浜田 昌良君	
		福本 潤一君	
		山本 保君	
		山下 栄一君	
		山本 洋子君	
		市田 忠義君	
		松 哲士君	
		井上 哲士君	
		渡辺 孝男君	
		松 あきら君	
		弘友 和夫君	
		西田 実仁君	
		白浜 一良君	
		谷合 正明君	
		木庭健太郎君	
		澤 雄二君	
		浜田 昌良君	
		福本 潤一君	
		山本 保君	
		山下 栄一君	
		山本 洋子君	
		市田 忠義君	
		松 哲士君	
		井上 哲士君	
		渡辺 孝男君	
		松 あきら君	
		弘友 和夫君	
		西田 実仁君	
		白浜 一良君	
		谷合 正明君	
		木庭健太郎君	
		澤 雄二君	
		浜田 昌良君	
		福本 潤一君	
		山本 保君	
		山下 栄一君	
		山本 洋子君	
		市田 忠義君	
		松 哲士君	
		井上 哲士君	
		渡辺 孝男君	
		松 あきら君	
		弘友 和夫君	
		西田 実仁君	
		白浜 一良君	
		谷合 正明君	
		木庭健太郎君	
		澤 雄二君	
		浜田 昌良君	
		福本 潤一君	
		山本 保君	
		山下 栄一君	
		山本 洋子君	
		市田 忠義君	
		松 哲士君	
		井上 哲士君	
		渡辺 孝男君	
		松 あきら君	
		弘友 和夫君	
		西田 実仁君	
		白浜 一良君	
		谷合 正明君	
		木庭健太郎君	
		澤 雄二君	
		浜田 昌良君	
		福本 潤一君	
		山本 保君	
		山下 栄一君	
		山本 洋子君	
		市田 忠義君	
		松 哲士君	
		井上 哲士君	
		渡辺 孝男君	
		松 あきら君	
		弘友 和夫君	
		西田 実仁君	
		白浜 一良君	
		谷合 正明君	
		木庭健太郎君	
		澤 雄二君	
		浜田 昌良君	
		福本 潤一君	
		山本 保君	
		山下 栄一君	
		山本 洋子君	
		市田 忠義君	
		松 哲士君	
		井上 哲士君	
		渡辺 孝男君	
		松 あきら君	
		弘友 和夫君	
		西田 実仁君	
		白浜 一良君	
		谷合 正明君	
		木庭健太郎君	
		澤 雄二君	
		浜田 昌良君	
		福本 潤一君	
		山本 保君	
		山下 栄一君	
		山本 洋子君	
		市田 忠義君	
		松 哲士君	
		井上 哲士君	
		渡辺 孝男君	
		松 あきら君	
		弘友 和夫君	
		西田 実仁君	
		白浜 一良君	
		谷合 正明君	
		木庭健太郎君	
		澤 雄二君	
		浜田 昌良君	
		福本 潤一君	
		山本 保君	
		山下 栄一君	
		山本 洋子君	
		市田 忠義君	
		松 哲士君	
		井上 哲士君	
		渡辺 孝男君	

平成十七年四月六日 参議院会議録第十四号 投票者氏名

官 報 (号 外)

官 報 (号 外)

佐藤 道夫君	齋藤 勲君	芝 博一君	下田 敦子君	谷 博之君	田名部匡省君	谷 マルティ君	辻 泰弘君	那谷屋正義君	直嶋 正行君	羽田雄一郎君	林 久美子君	平野 達男君	広中和歌子君	福山 哲郎君	藤本 祐司君	前川 清成君	松井 孝治君	松下 新平君	水岡 俊一君	森 ゆうこ君	柳澤 光美君	山下八洲夫君	山本 孝史君	和田ひろ子君	渡辺 秀央君	魚住裕一郎君	風間 舶君
佐藤 雄平君	櫻井 充君	島田智哉子君	了君	高嶋 良充君	千葉 景子君	津田弥太郎君	富岡由紀夫君	内藤 正光君	西岡 武夫君	白 真勲君	平田 健二君	広田 一君	広野ただし君	藤末 健三君	藤原 正司君	前田 武志君	松岡 徹君	円 より子君	峰崎 直樹君	篠瀬 進君	柳田 稔君	山根 隆治君	若林 秀樹君	荒木 清寛君	木庭健太郎君	浮島とも子君	
佐藤 雄平君	櫻井 充君	島田智哉子君	了君	高嶋 良充君	千葉 景子君	津田弥太郎君	富岡由紀夫君	内藤 正光君	西岡 武夫君	白 真勲君	平田 健二君	広田 一君	広野ただし君	藤末 健三君	藤原 正司君	前田 武志君	松岡 徹君	円 より子君	峰崎 直樹君	篠瀬 進君	柳田 稔君	山根 隆治君	若林 秀樹君	荒木 清寛君	木庭健太郎君	浮島とも子君	
佐藤 雄平君	櫻井 充君	島田智哉子君	了君	高嶋 良充君	千葉 景子君	津田弥太郎君	富岡由紀夫君	内藤 正光君	西岡 武夫君	白 真勲君	平田 健二君	広田 一君	広野ただし君	藤末 健三君	藤原 正司君	前田 武志君	松岡 徹君	円 より子君	峰崎 直樹君	篠瀬 進君	柳田 稔君	山根 隆治君	若林 秀樹君	荒木 清寛君	木庭健太郎君	浮島とも子君	

平成十七年四月六日 参議院会議録第十四号

投票者氏名

賛成者氏名
二〇四名
院提出)「委員長報告のとおり修正議決」

二〇四名

荻原	健司君	岡田	直樹君
景山俊太郎君	時男君	加納	
北川イッセイ君			
国井	正幸君	片山虎之助君	
小池	正勝君	龜井	郁夫君
佐藤	昭郎君	木村	仁君
小泉	顯雄君	岸	信夫君
小林	溫君		
清水嘉与子君			
陣内	孝雄君		
鈴木	政二君		
関口	昌一君		
田浦	直君		
田村耕太郎君			
竹山	裕君		
谷川	秀善君		
常田	享詳君		
中川	雅治君		
中島	啓雄君		
中曾根弘文君			
中村	博彦君		
西島	英利君		

野上浩太郎・南野知恵子君 橋本 聖子君 福島啓史郎君 藤野 真鍋 賢二君 佐藤 小林 郡司 北澤 木俣 加藤 大塚 尾立 今泉 江田 家西 朝日 俊弘君 源喜君 耕平君 悟君 俊美君 佳丈君 彰君 元君

佐藤 葵石	林 哲郎君	長谷川憲正君
喜納 昌吉君	藤井 基之君	保坂 三藏君
工藤堅太郎君	松村 祥史君	舛添 要一君
小林 正夫君	松山 政司君	水落 敏栄君
岡崎トミ子君	森元 恒雄君	森元 俊夫君
神本美恵子君	山内 正昭君	山崎 えり子君
嘉納 昌吉君	吉村剛太郎君	山谷えり子君
大久保 勉君	山本 順三君	山本 順三君
岡崎トミ子君	脇 雅史君	脇 雅史君
神本美恵子君	浅尾慶一郎君	伊藤 基隆君
嘉納 昌吉君	池口 修次君	岩本 司君
工藤堅太郎君	伊藤 基隆君	小川 敏夫君
小林 正夫君	岩本 司君	大久保 勉君
東君	岡崎トミ子君	岡崎トミ子君

官報(号外)

齋藤 効君	櫻井 充君	白浜 一良君	高野 博師君
芝 博一君	島田智哉子君	谷合 正明君	遠山 清彦君
主濱 了君	榛葉賀津也君	西田 実仁君	浜田 昌良君
鈴木 寛君	田名部匡省君	弘友 和夫君	福本 潤一君
高嶋 良充君	富岡由紀夫君	松 あきら君	山口那津男君
千葉 景子君	内藤 正光君	山下 栄一君	山本 香苗君
津田弥太郎君	西岡 武夫君	山本 保君	渡辺 孝男君
富岡由紀夫君	白 眞勲君	鶴淵 洋子君	井上 哲士君
内藤 正光君	平田 健二君	市田 忠義君	緒方 靖夫君
直嶋 正行君	広田 一君	羽田雄一郎君	小池 晃君
那谷屋正義君	広野ただし君	林 久美子君	大門実紀史君
直嶋 正行君	藤末 健三君	平野 達男君	仁比 聰平君
羽田雄一郎君	藤原 正司君	広中和歌子君	吉川 春子君
林 久美子君	前田 武志君	福山 哲郎君	近藤 正道君
平野 達男君	藤本 祐司君	又市 征治君	渕上 貞雄君
広中和歌子君	前川 清成君	黒岩 宇洋君	糸数 慶子君
福山 哲郎君	松井 孝治君	角田 義一君	鈴木 陽悦君
又市 征治君	松下 新平君	鈴木 陽悦君	柳澤 光美君
黒岩 宇洋君	水岡 俊一君	柳澤 光美君	山下八洲夫君
糸数 慶子君	森 ゆうこ君	山下八洲夫君	山本 孝史君
鈴木 陽悦君	峰崎 直樹君	山本 孝史君	和田ひろ子君
柳澤 光美君	築瀬 進君	和田ひろ子君	渡辺 秀央君
山根 隆治君	柳田 稔君	和田ひろ子君	魚住裕一郎君
蓮 航君	若林 秀樹君	和田ひろ子君	風間 昶君
荒木 清寛君	浮島とも子君	渡辺 秀央君	澤 雄二君
木庭健太郎君			

反対者氏名

○名

義務教育諸学校教科書採択の公正確保に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成十七年三月二十四日

福島みづほ

参議院議長 扇 千景殿

義務教育諸学校教科書採択の公正確保に関する質問主意書

を図るとともに、域内の市町村教育委員会に対しても周知をお願いいたします。」

改めて、本年四月以降小・中学校教科書採択手続が開始されるが、その過程において社会に疑惑を招くようなことのないよう求める趣旨から、以下質問する。

一、義務教育諸学校教科用図書の採択にかかる都道府県教育委員会の権限と責任について
義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律及びその施行令による義務教育諸学校において使用する教科用図書の研究の計画及び実施、選定審議委員の任命、採択基準の作成・選定に必要な資料の作成、市町村教育委員会に行う採択業務に対する指導・助言・援助並びに都道府県立の盲聾養護学校・小学校・中学部及び中等教育学校の前期課程で使用する教科書の決定のすべてが地方教育行政の組織及び運営する法律第二十三条第六号に規定されている都道府県教育委員会の権限と責任に含まれると解されるが、その権限と責任について具体的に示されたい。

「平成十三年度の小・中学校教科書採択をめぐり、採択関係者が収賄で逮捕・起訴されたことは、極めて遺憾であります。教科書の採択は、児童生徒により良い教科書を提供する観点から、各採択権者の権限と責任のもと、教科書の内容についての十分かつ綿密な調査研究によって公正かつ適切に行われるべきものです。各教育委員会においては、採択関係者に対し、法令遵守は言うまでもなく、発行者の過当な宣伝行為を誘発するような行為も厳に慎み、社会の疑惑を招くことのないよう、採択の公正確保について改めて指導の徹底

童生徒により良い教科書を提供する観点から、各採択権者の権限と責任のもと、教科書の内容についての十分かつ綿密な調査研究によって公正かつ適切に行われるべきものです。各教育委員会においては、採択関係者に対し、法令遵守は言うまでもなく、発行者の過当な宣伝行為を誘発するような行為も厳に慎み、社会の疑惑を招くことのないよう、採択の公正確保について改めて指導の徹底

二、教科書採択に関する「指導」を行ふ権限と責任を有する機関について
文部科学省設置法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律並びに地方自治法（それぞれの施行令等を含む。）によれば、教科書採択に関して「指導」権限を有するのは文部科学省及び教育委員会であり、選定審議会・調査

(号外)

官

参議院議員福島みづほ君提出義務教育諸学

校教科書採択の公正確保に関する質問に対
する答弁書

一について

都道府県の教育委員会は、義務教育諸学校

(学校教育法昭和二十二年法律第二十六号)に
規定する小学校、中学校、中等教育学校の前期

課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の小学
部及び中学部をいう。以下同じ。)の教科用図書

(学校教育法第二十二条第一項(同法第四十条、
第五十一条の九第一項及び第七十六条において
準用する場合を含む。)及び第百七条に規定する
教科用図書をいう。以下同じ。)の採択に関し、
義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する
法律昭和三十八年法律第百八十二号。以下
「無償措置法」という。)及び義務教育諸学校の教
科用図書の無償措置に関する法律施行令(昭和
三十九年政令第十四号)の諸規定により、義務
教育諸学校において使用する教科用図書の研究
に関する計画及び実施、市町村(特別区を含
む。以下同じ。)の教育委員会及び義務教育諸学
校(公立の義務教育諸学校を除く。)の校長の行
う採択に関する事務についての適切な指導、助
言又は援助、教科用図書採択地区の設定並びに
教科用図書選定審議会の委員の任命を行うこと
とされており、また、地方教育行政の組織及び
運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十
二号)第二十三条第六号の規定により、都道府
県立の義務教育諸学校において使用する教科用

図書の採択を行うこととされている。

二について

教科用図書の採択に関しては、地方教育行政
の組織及び運営に関する法律第四十八条第一項
の規定により、文部科学大臣は都道府県又は市
町村に対し、都道府県教育委員会は市町村に対
し、都道府県又は市町村の教育に関する事務の
適正な処理を図るため、必要な指導を行うこと
ができることとされている。また、無償措置法

第十条の規定により、都道府県の教育委員会

は、当該都道府県内の義務教育諸学校において
使用する教科用図書の採択の適正な実施を図る
ため、市町村の教育委員会及び義務教育諸学校
(公立の義務教育諸学校を除く。)の校長の行う
採択に関する事務について、適切な指導を行わ
なければならないこととされている。

三について

教科用図書の検定は、制度上、各年度におい

て発行者等が検定申請する図書について行うも

のであり、過去に検定を経た教科用図書の発行
者等が、当該教科用図書と共通の記述がある教
科用図書を新たに検定申請する場合であつて
も、当該検定申請に係る教科用図書は過去に檢
定を経た教科用図書とは別のものとして取り扱
われる。また、教科用図書の採択は、年度ごと
に、検定を経て教科目録に登載された教科用
図書の中から行うものである。

したがつて、特定の者が教科用図書の編著作

者又は編著作に関与した者に該当するかどうか
は、それぞれの教科用図書ごとに判断されるべ
きものである。一般に、過去に検定を経た教科
用図書と新たに検定を経た教科用図書に共通の
記述があるという理由だけで、過去に検定を経
た教科用図書の監修者が、直ちに、新たに検定
を経た教科用図書の編著作者又は編著作に関与
した者に該当するとは言えないと考える。な
お、個別具体的の事案については、採択の事務を
行う教育委員会等において判断されるものと考
える。

四について

お尋ねの内容については、現在も維持され
ておられる。

五について

お尋ねの内容については、現在も維持され
ておられる。

六について

お尋ねの内容については、現在も維持され
ておられる。

合にも、公正な立場から行うことが求められる
と考える。

四について

お尋ねの通知の内容については、現在も維持
されている。

五について

お尋ねの内容については、現在も維持され
ておられる。

六について

お尋ねの内容については、現在も維持され
ておられる。

七について

お尋ねの内容については、現在も維持され
ておられる。

八について

お尋ねの内容については、現在も維持され
ておられる。

九について

お尋ねの内容については、現在も維持され
ておられる。

十について

お尋ねの内容については、現在も維持され
ておられる。

十一について

お尋ねの内容については、現在も維持され
ておられる。

十二について

お尋ねの内容については、現在も維持され
ておられる。

十三について

お尋ねの内容については、現在も維持され
ておられる。

十四について

お尋ねの内容については、現在も維持され
ておられる。

十五について

お尋ねの内容については、現在も維持され
ておられる。

十六について

お尋ねの内容については、現在も維持され
ておられる。

十七について

お尋ねの内容については、現在も維持され
ておられる。

十八について

お尋ねの内容については、現在も維持され
ておられる。

十九について

お尋ねの内容については、現在も維持され
ておられる。

二十について

お尋ねの内容については、現在も維持され
ておられる。

二十一について

お尋ねの内容については、現在も維持され
ておられる。

二十二について

お尋ねの内容については、現在も維持され
ておられる。

二十三について

お尋ねの内容については、現在も維持され
ておられる。

二十四について

お尋ねの内容については、現在も維持され
ておられる。

二十五について

お尋ねの内容については、現在も維持され
ておられる。

二十六について

お尋ねの内容については、現在も維持され
ておられる。

二十七について

お尋ねの内容については、現在も維持され
ておられる。

二十八について

お尋ねの内容については、現在も維持され
ておられる。

二十九について

お尋ねの内容については、現在も維持され
ておられる。

三十について

お尋ねの内容については、現在も維持され
ておられる。

三十一について

お尋ねの内容については、現在も維持され
ておられる。

三十二について

お尋ねの内容については、現在も維持され
ておられる。

三十三について

お尋ねの内容については、現在も維持され
ておられる。

三十四について

お尋ねの内容については、現在も維持され
ておられる。

三十五について

お尋ねの内容については、現在も維持され
ておられる。

三十六について

お尋ねの内容については、現在も維持され
ておられる。

三十七について

お尋ねの内容については、現在も維持され
ておられる。

三十八について

お尋ねの内容については、現在も維持され
ておられる。

三十九について

お尋ねの内容については、現在も維持され
ておられる。

四十について

お尋ねの内容については、現在も維持され
ておられる。

四十一について

お尋ねの内容については、現在も維持され
ておられる。

四十二について

お尋ねの内容については、現在も維持され
ておられる。

四十三について

お尋ねの内容については、現在も維持され
ておられる。

四十四について

お尋ねの内容については、現在も維持され
ておられる。

四十五について

お尋ねの内容については、現在も維持され
ておられる。

四十六について

お尋ねの内容については、現在も維持され
ておられる。

四十七について

お尋ねの内容については、現在も維持され
ておられる。

四十八について

お尋ねの内容については、現在も維持され
ておられる。

四十九について

お尋ねの内容については、現在も維持され
ておられる。

五十について

お尋ねの内容については、現在も維持され
ておられる。

五十一について

お尋ねの内容については、現在も維持され
ておられる。

五十二について

お尋ねの内容については、現在も維持され
ておられる。

五十三について

お尋ねの内容については、現在も維持され
ておられる。

五十四について

お尋ねの内容については、現在も維持され
ておられる。

五十五について

お尋ねの内容については、現在も維持され
ておられる。

五十六について

お尋ねの内容については、現在も維持され
ておられる。

五十七について

お尋ねの内容については、現在も維持され
ておられる。

五十八について

お尋ねの内容については、現在も維持され
ておられる。

五十九について

お尋ねの内容については、現在も維持され
ておられる。

六十について

お尋ねの内容については、現在も維持され
ておられる。

六十一について

お尋ねの内容については、現在も維持され
ておられる。

六十二について

お尋ねの内容については、現在も維持され
ておられる。

六十三について

お尋ねの内容については、現在も維持され
ておられる。

六十四について

お尋ねの内容については、現在も維持され
ておられる。

六十五について

お尋ねの内容については、現在も維持され
ておられる。

六十六について

お尋ねの内容については、現在も維持され
ておられる。

六十七について

お尋ねの内容については、現在も維持され
ておられる。

六十八について

お尋ねの内容については、現在も維持され
ておられる。

六十九について

お尋ねの内容については、現在も維持され
ておられる。

七十について

お尋ねの内容については、現在も維持され
ておられる。

七十一について

お尋ねの内容については、現在も維持され
ておられる。

七十二について

お尋ねの内容については、現在も維持され
ておられる。

七十三について

お尋ねの内容については、現在も維持され
ておられる。

七十四について

お尋ねの内容については、現在も維持され
ておられる。

七十五について

お尋ねの内容については、現在も維持され
ておられる。

七十六について

お尋ねの内容については、現在も維持され
ておられる。

七十七について

お尋ねの内容については、現在も維持され
ておられる。

七十八について

お尋ねの内容については、現在も維持され
ておられる。

七十九について

お尋ねの内容については、現在も維持され
ておられる。

八十について

お尋ねの内容については、現在も維持され
ておられる。

八十一について

お尋ねの内容については、現在も維持され
ておられる。

八十二について

お尋ねの内容については、現在も維持され
ておられる。

八十三について

お尋ねの内容については、現在も維持され
ておられる。

八十四について

お尋ねの内容については、現在も維持され
ておられる。

八十五について

お尋ねの内容については、現在も維持され
ておられる。

八十六について

お尋ねの内容については、現在も維持され
ておられる。

八十七について

お尋ねの内容については、現在も維持され
ておられる。

八十八について

お尋ねの内容については、現在も維持され
ておられる。

八十九について

お尋ねの内容については、現在も維持され
ておられる。

九十について

お尋ねの内容については、現在も維持され
ておられる。

九十一について

お尋ねの内容については、現在も維持され
ておられる。

九十二について

お尋ねの内容については、現在も維持され
ておられる。

九十三について

お尋ねの内容については、現在も維持され
ておられる。

九十四について

お尋ねの内容については、現在も維持され
ておられる。

九十五について

お尋ねの内容については、現在も維持され
ておられる。

九十六について

お尋ねの内容については、現在も維持され
ておられる。

九十七について

お尋ねの内容については、現在も維持され
ておられる。

九十八について

お尋ねの内容については、現在も維持され
ておられる。

九十九について

お尋ねの内容については、現在も維持され
ておられる。

一百について

お尋ねの内容については、現在も維持され
ておられる。

一百一について

お尋ねの内容については、現在も維持され
ておられる。

一百二について

お尋ねの内容については、現在も維持

官 報 (号 外)

明治三十五年三月三十日
第一種郵便物認可

平成十七年四月六日 参議院会議録第十四号

発行所
二 東京一 番 独立行政法人 都 港五 行 区一八 政 法人 都 虎ノ門四 立 行政 都 二五 人 法人 都 丁目 印 利用者 刷 本部 局 目
電話
03 (3587) 4294
定 価
本体 二二〇円